



みなさまと共に
このまちで、これからも



DISCLOSURE 2025

2025年 ディスクロージャー誌



巻地区の郷土玩具「鯛車」(写真提供:鯛車復活プロジェクト)

ちかくにいるから、
チカラになれる。



心のふれあい

巻信用組合



ごあいさつ

日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに当組合へのご理解を深めていただきたく、令和6年度の業績や事業内容を取り纏めたディスクロージャー誌を作成いたしましたのでご高覧賜りたいと存じます。

当組合の令和6年度事業は、お客様ご支援を最優先に「第6次中期経営計画」に定めた組合員数と預金額の増加を目指し、預金では組合員向け特別金利定期預金や子育て帯応援商品を用意し、融資では消費性ローンに特別金利を設定するなど、皆様から喜んでいただける商品を用意して積極的に推進いたしました。

次に令和7年度の当組合事業計画につきましては、前年度同様お客様ご支援と組合員数など取引基盤の拡大を推進するとともにお客様サービスの充実に向け、新本店の移転新築に着手するほかインターネットバンキングサービス導入等に取り組みいたします。

結びに、まきしんは、これからも信用組合の共通理念であります相互扶助の精神に基づき、地域密着の営業活動を展開し、お客様志向の経営を徹底いたしますと共に、お客様が安心してご利用いただける金融機関であり続けるよう役員一同が一層努力をいたしますので、皆さまにおかれましては、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月

巻信用組合 理事長 小杉 正人

事業方針

経営理念

協同組合組織の金融機関としてお客様の信頼と組合の健全性をモットーに「地域経済の活性化」と「地域住民の豊かな暮らしづくり」に奉仕し活力ある職場づくりに励みます。

経営方針

- ・ お客様から信頼される金融機関を目指し、地域密着度の向上と経営の健全性確保に努める。
- ・ 地域経済の活性化と豊かな暮らしづくりに奉仕する。
- ・ 明るく活気ある職場作りを図るとともに、地域に貢献できる人材育成を行う。

令和6年度 経営環境・事業概況

令和6年の日本経済は諸物価高騰によるインフレ基調の中、大企業の業績は円安を背景に輸出関連事業者を中心に好調に推移し、平均賃金上昇率は求人数の増加もあり3%を超える状況となり、日本銀行は3月と7月に政策金利の引き上げを行いました。これにより市場金利は10年以上続いたゼロ金利の世界から、いよいよ金利の有る世界に戻りました。このような経済金融情勢にあって当地域経済は、大企業に比べ諸物価高騰の価格転嫁の難しさに加え、人口減少と首都圏との賃金格差の拡大により、中小規模事業者の人手不足が一層深刻化するなど、依然として厳しい状況が続いた1年となりました。

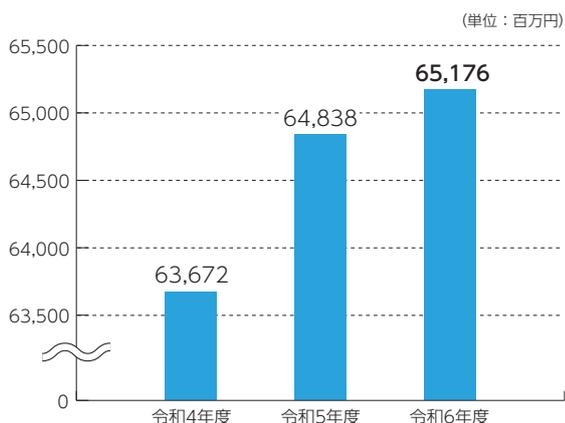
次に令和6年度の当組合業績は、預金・積金は定期性預金が前期末比減少したものの流動性預金が年金受け取り口座指定の推進等により増加したことから、期末残高は前期比338百万円増加して65,176百万円となりました。貸出金は消費性ローンを積極的に推進したもののコロナ特別融資の返済等により事業性融資が減少したことで期末残高は前期比498百万円減少して21,290百万円となりました。

収益関係につきましては、資金運用収益は貸出金残高の減少により貸出金利息収入が前期比8百万円減少したものの余裕資金の効率的な運用に努めたことで事業計画を上回る967百万円を計上することが出来ました。また金融機関の基本業務から生じるコア業務純益は204百万円と前期比52百万円増益、当期純利益は149百万円となり事業計画を29百万円上回る黒字を計上することが出来ました。

剰余金処分につきましては、出資配当金として配当率を3.0%として処分し、残額は処分可能な繰越金(当期末残高)とする処分案といたしました。この処分(案)後の自己資本比率は、金融機関の自己資本比率算出方法変更の影響により前期から1.24%低下して16.74%となりましたが、国内のみで営業を行っている金融機関の基準である4.0%を大きく上回り、当組合の財務内容は高い健全性を維持しております。

まきしの業績ダイジェスト

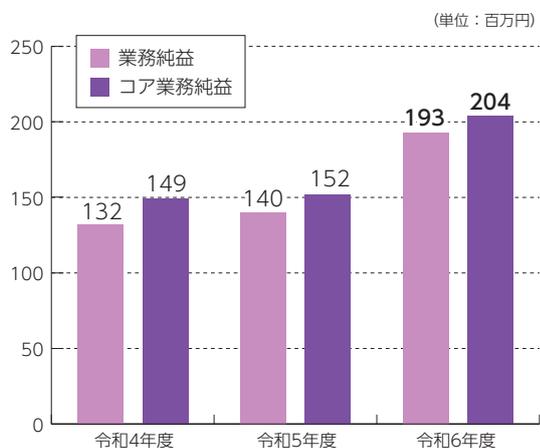
預金の状況



貸出金の状況

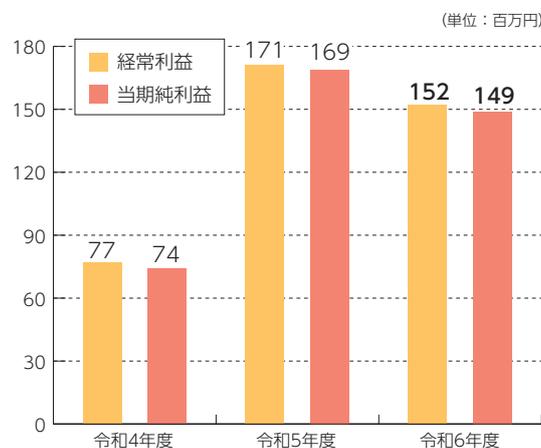


業務純益・コア業務純益



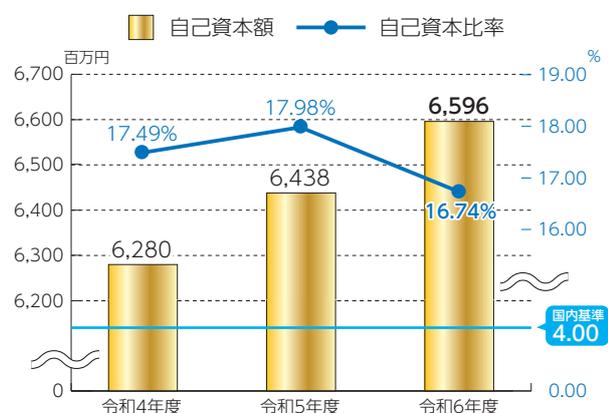
余裕資金の効率的運用に努めた結果、本来業務であるコア業務純益は前期比で52百万円増加の204百万円となりました。これにより業務純益についても前期比で52百万円増加し193百万円となりました。

経常利益・当期純利益



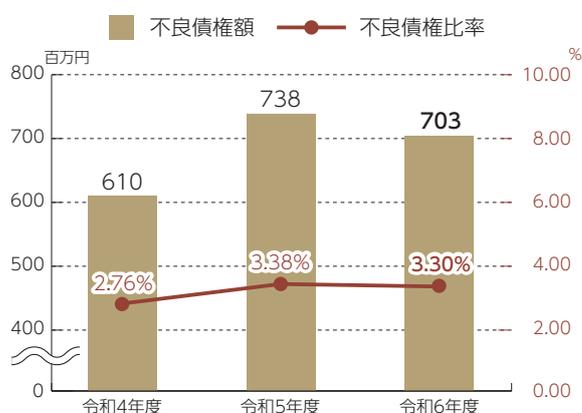
経常利益は与信費用の増加から前期比で減少しましたが、当期純利益は資金運用収益の増加等から149百万円となり、今期目標120百万円を達成いたしました。

自己資本額・自己資本比率



自己資本額は、前期末比158百万円増加し65億96百万円となりました。一方、金融機関の健全性・安全性を示す重要な指標のひとつである自己資本比率は、金融機関の自己資本比率算出方法変更の影響により前期末比1.24ポイント低下して16.74%となりました。当組合の自己資本比率は国内基準となる4%を大きく上回っており、まきしが安心安全にお取引いただける金融機関であることを示しています。

不良債権額・不良債権比率



不良債権の額は、前期から35百万円減少し703百万円となりました。これにより金融再生法開示債権に基づく不良債権比率は0.08ポイント低下し3.30%となりました。当組合の不良債権比率につきましては、全国の信用組合の中でも低い水準で推移しており、貸出金資産は高い健全性を維持しています。

貸借対照表

(単位:千円)

科 目	金 額	
	令和5年度	令和6年度
(資産の部)		
現金	703,292	771,323
預 け 金	19,623,813	21,469,357
有 価 証 券	29,214,750	27,723,129
国 債	2,889,905	2,921,738
地 方 債	717,960	674,290
社 債	12,992,409	10,217,891
株 式	1,497,381	1,588,468
その他の証券	11,117,094	12,320,742
貸 出 金	21,789,371	21,290,768
割 引 手 形	24,374	17,549
手 形 貸 付	505,620	872,080
証 書 貸 付	20,506,358	19,513,525
当 座 貸 越	753,017	887,614
そ の 他 資 産	645,738	627,267
未 決 済 為 替 貸	26,914	6,111
全信組連出資金	343,100	343,100
未 収 収 益	126,781	135,299
そ の 他 の 資 産	148,943	142,755
有 形 固 定 資 産	736,015	719,967
建 物	236,316	222,969
土 地	472,494	469,825
建 設 仮 勘 定	—	1,089
その他の有形固定資産	27,204	26,084
無 形 固 定 資 産	2,165	2,025
ソ フ ト ウ ェ ア	149	40
その他の無形固定資産	2,015	1,985
貸 倒 引 当 金	△353,337	△369,496
(うち個別貸倒引当金)	(△283,064)	(△308,144)
資 産 の 部 合 計	72,361,809	72,234,343

科 目	金 額	
	令和5年度	令和6年度
(負債の部)		
預 金 積 金	64,838,739	65,176,907
当 座 預 金	916,336	877,663
普 通 預 金	27,171,253	28,496,732
貯 蓄 預 金	36,394	40,867
定 期 預 金	35,117,540	34,157,736
定 期 積 金	1,585,174	1,457,981
そ の 他 の 預 金	12,039	145,925
そ の 他 負 債	112,369	134,666
未 決 済 為 替 借	15,006	8,899
未 払 費 用	22,027	44,277
給 付 補 填 備 金	274	370
未 払 法 人 税 等	850	850
前 受 収 益	2,797	4,880
払 戻 未 済 金	3,498	3,565
職 員 預 り 金	58,489	49,403
そ の 他 の 負 債	9,426	22,422
賞 与 引 当 金	21,634	22,798
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	51,073	50,933
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1,210	318
偶 発 損 失 引 当 金	3,221	13,218
繰 延 税 金 負 債	265,173	61,505
負 債 の 部 合 計	65,293,423	65,460,350
(純資産の部)		
出 資 金	173,112	169,729
普 通 出 資 金	173,112	169,729
利 益 剰 余 金	6,201,829	6,371,607
利 益 準 備 金	187,157	187,157
そ の 他 利 益 剰 余 金	6,014,672	6,184,450
特 別 積 立 金	5,191,000	5,191,000
当 期 未 処 分 剰 余 金	823,672	993,450
組 合 員 勘 定 合 計	6,374,941	6,541,336
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	693,444	232,657
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	693,444	232,657
純 資 産 の 部 合 計	7,068,386	6,773,993
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	72,361,809	72,234,343

損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
経常収益	986,506	1,046,583
資金運用収益	891,511	967,073
貸出金利息	361,075	352,487
預け金利息	27,748	48,987
有価証券利息配当金	485,252	553,182
その他の受入利息	17,433	12,415
役務取引等収益	30,650	30,437
受入為替手数料	16,796	16,332
その他の役務収益	13,854	14,105
その他業務収益	4,688	19,928
国債等債券売却益	—	39
国債等債券償還益	—	11,010
その他の業務収益	4,688	8,878
その他経常収益	59,655	29,143
償却債権取立益	450	470
株式等売却益	55,973	26,802
その他の経常収益	3,232	1,871
経常費用	814,600	893,710
資金調達費用	19,279	50,861
預金利息	18,827	50,199
給付補填備金繰入額	159	354
借入金利息	—	36
その他の支払利息	293	270
役務取引等費用	39,492	40,327
支払為替手数料	5,828	5,783
その他の役務費用	33,664	34,544
その他業務費用	15,226	30,706
国債等債券売却損	14,040	30,400
国債等債券償還損	1,186	124
その他の業務費用	—	180
経費	715,920	710,795
人件費	477,064	481,884
物件費	231,122	219,556
税金	7,733	9,354
その他経常費用	24,680	61,019
貸倒引当金繰入額	8,597	38,140
株式等売却損	95	—
その他の経常費用	15,987	22,879
経常利益	171,905	152,873
特別利益	—	—
特別損失	685	3,340
固定資産処分損	685	3,340
税引前当期純利益	171,220	149,532
法人税、住民税及び事業税	1,651	2,028
法人税等調整額	—	△1,705
法人税等合計	1,651	323
当期純利益	169,569	149,209
繰越金(当期首残高)	654,103	818,483
過年度法人税等調整額	—	25,756
過年度法人税等調整額を 加算した当期首残高	—	844,240
当期末処分剰余金	823,672	993,450

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
当期末処分剰余金	823,672	993,450
積立金取崩額	—	—
剰余金処分額	5,189	5,091
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	5,189	5,091
	(年3%の割合)	(年3%の割合)
優先出資に対する配当金	—	—
事業の利用分量に対する配当金	—	—
特別積立金	—	—
繰越金(当期末残高)	818,483	988,359

会計監査人による監査

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」につきましては、会計監査人である「近野 茂・菅野 祐公認会計士」の監査を受けております。

代表理事による財務諸表の適正性及び有効性の確認

私は当組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第73期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(又は損失金処理計算書)の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和7年6月4日
 巻信用組合
 理事長 小杉 正人

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年～50年
その他	4年～15年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
 - 制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)

年金資産の額	249,416百万円
年金財政計算上の数理債務の額	211,033百万円
差引額	38,382百万円
 - 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
(自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)
0.433%
 - 補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高9,895百万円及び財政上の剰余金48,278百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間8年の元利均等償却であり、当組合は、当期の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金5百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。
- 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。

- 収益の計上方法について、役員取引等収益は役員提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 重要な会計上の見積り
会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 369百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額は7百万円であります。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額はございません。
- 有形固定資産の減価償却累計額 1,030百万円
- 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 167百万円
危険債権額 255百万円
三月以上延滞債権額 (該当なし)
貸出条件緩和債権額 281百万円
合計額 703百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、17百万円であります。
- 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
担保提供している資産 預け金 3,000百万円
(内 為替決済保証 1,500百万円)
担保資産に対応する債務はありません。
- 出資1口当たりの純資産額は39,910円64銭です。
- 金融商品の状況に関する事項
(1)金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規則において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常勤理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には、業務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤理事会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤理事会の監督の下、余裕資金運用基準に従い行われております。
このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券・株式・投資信託、「貸出金」、「預金積金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後12ヶ月の金利の合理的な予想変動幅を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.00%上昇したものと想定した場合の時価は、1,351百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

22. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。(注2)参照

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	21,469	21,293	△176
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	6,391	5,967	△424
その他有価証券	21,279	21,279	—
(3) 貸出金(*1)	21,290	21,355	
貸倒引当金(*2)	△369		
	20,921	21,355	433
金融資産計	70,061	69,894	△166
(1) 預金積金(*1)	65,176	65,006	△170
金融負債計	65,176	65,006	△170

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針31号 令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

(金融資産)

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

時価のある株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価額を時価とみなしております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6ヵ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(金融負債)

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*)	51
全信組連出資金(*)	343
合 計	395

(*) 非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
預け金	10,869	7,400	3,200	—
有価証券	—	100	900	5,391
満期保有目的の債券	—	100	900	5,391
その他有価証券のうち満期があるもの	1,600	1,298	781	11,007
貸出金(*)	12,277	1,547	1,275	6,161
合計	24,747	10,346	6,156	22,560

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
預金積金(*)	56,207	7,884	1,084	—
合計	56,207	7,884	1,084	—

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

23. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	時価	差額
債券	—百万円	—百万円	—百万円
国債	—	—	—
その他	1,299	1,346	47
合計	1,299	1,346	47

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	時価	差額
債券	392百万円	358百万円	△33百万円
国債	392	358	△33
その他	4,700	4,261	△438
合計	5,092	4,620	△472

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
株式	1,289百万円	687百万円	602百万円
債券	1,606	1,602	4
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	1,606	1,602	4
その他	4,859	4,526	333
合計	7,755	6,815	940

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
株式	247百万円	265百万円	△18百万円
債券	11,814	12,290	△476
国債	2,529	2,607	△78
地方債	674	700	△25
社債	8,611	8,983	△371
その他	1,461	1,585	△123
合計	13,523	14,142	△618

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づき時価により計上したものであります。

24. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

25. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	153	26	—
債券	300	0	—
社債	300	0	—
その他	112	—	29
合計	566	26	29

26. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債券	1,100百万円	1,985百万円	5,013百万円	5,714百万円
国債	—	—	2,235	686
地方債	—	—	196	478
社債	1,100	1,985	2,582	4,549
その他	500	1,095	2,174	3,496
合計	1,600	3,080	7,188	9,210

27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,182百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,026百万円あります。

なお、これらの契約の多くは融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳はそれぞれ以下のとおりであります。

(単位：百万円)

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注)	140
貸倒引当金	23
減価償却費損金算入超過額	27
役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	14
賞与引当金損金算入限度超過額	6
その他	6
繰延税金資産小計	216
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△125
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△64
評価性引当額小計	△189
繰延税金資産合計	27
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	88
繰延税金負債合計	88
繰延税金資産(負債)の純額	△61

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超	合計
税務上の繰越欠損金	116	—	—	24	—	140
評価性引当金	101	—	—	24	—	△125
繰延税金資産	15	—	—	—	—	15

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金140百万円(法定実効税率を乗じた額)に対して、繰延税金資産15百万円を計上しております。この繰延税金資産は、平成29年3月期に生じた繰越欠損金116百万円の一部であり、将来課税所得の見込みにより回収可能と判断し、評価性引当額を認識していません。

損益計算書の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。なお、以下の注記については表示単位未満を切捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益 862円03銭

経理・経営内容

主要な経営指標等の推移

(単位:千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	984,769	919,907	965,703	986,506	1,046,583
経常利益	47,636	136,106	77,474	171,905	152,873
当期純利益	45,597	119,005	74,987	169,569	149,209
預金積金残高	61,955,049	63,482,746	63,672,425	64,838,739	65,176,907
貸出金残高	21,597,196	22,373,585	22,096,938	21,789,371	21,290,768
有価証券残高	27,765,217	28,504,536	29,047,777	29,214,750	27,723,129
総資産額	71,001,530	72,465,661	70,330,457	72,361,809	72,234,343
純資産額	6,798,003	6,770,042	6,403,118	7,068,386	6,773,993
自己資本比率(単体)	18.83 %	18.77 %	17.49 %	17.98 %	16.74 %
出資総額	181,106	177,005	175,790	173,112	169,729
出資総口数	181,106 □	177,005 □	175,790 □	173,112 □	169,729 □
出資に対する配当金	3,604	8,800	5,267	5,189	5,091
職員数	70 人	76 人	75 人	74 人	73 人

(注)1.残高計数は期末日現在のものです。

2.「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
資金運用収益	891,511	967,073
資金調達費用	19,279	50,861
資金運用収支	872,231	916,212
役務取引等収益	30,650	30,437
役務取引等費用	39,492	40,327
役務取引等収支	△8,841	△9,890
その他業務収益	4,688	19,928
その他業務費用	15,226	30,706
その他の業務収支	△10,537	△10,777
業務粗利益	852,851	895,544
業務粗利益率	1.22 %	1.27 %
業務純益	140,992	193,670
実質業務純益	136,931	184,749
コア業務純益	152,157	204,224
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	152,157	204,224

(注)1.業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

2.業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

3.実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

4.コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

役務取引の状況

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
役務取引等収益	30,650	30,437
受入為替手数料	16,796	16,332
その他の受入手数料	13,831	14,091
その他の役務取引等収益	22	13
役務取引等費用	39,492	40,327
支払為替手数料	5,828	5,783
その他の支払手数料	31,126	32,143
その他の役務取引等費用	2,537	2,401

受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
受取利息の増減	△231	75,562
支払利息の増減	△87	31,582

経費の内訳

(単位:千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
人 件 費	477,064	481,884
報酬給料手当	387,258	390,419
退職給付費用	29,739	30,398
その他	60,066	61,066
物 件 費	231,122	219,556
事務費	115,269	111,101
固定資産費	49,138	34,631
事業費	15,471	19,788
人事厚生費	4,546	5,690
有形固定資産償却	37,267	39,031
無形固定資産償却	250	121
その他	9,177	9,191
税金	7,733	9,354
経費合計	715,920	710,795

自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員勘定又は会員勘定の額	6,369	6,536
うち、出資金及び資本剰余金の額	173	169
うち、利益剰余金の額	6,201	6,371
うち、外部流出予定額(△)	5	5
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	70	61
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	70	61
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	6,440	6,597
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1	1
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1	1
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1	1
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	6,438	6,596
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	34,098	37,969
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△457	△456
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△457	△456
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,702	1,432
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	35,800	39,401
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	17.98%	16.74%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

経理・経営内容

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科目	年度	平均残高	利息	利回り	
資金運用勘定	令和5年度	69,773 百万円	891,511 千円	1.27%	
	令和6年度	70,433	967,073	1.37	
	うち貸出金	令和5年度	21,941	361,075	1.64
		令和6年度	21,212	352,487	1.66
	うち預け金	令和5年度	18,725	27,748	0.14
		令和6年度	20,682	48,987	0.23
	うち有価証券	令和5年度	28,764	485,252	1.68
		令和6年度	28,194	553,182	1.96
	資金調達勘定	令和5年度	64,551	19,279	0.02
		令和6年度	65,273	50,861	0.07
うち預金積金		令和5年度	64,493	18,986	0.02
		令和6年度	65,205	50,553	0.07
うち譲渡性預金		令和5年度	—	—	—
		令和6年度	—	—	—
うち借用金		令和5年度	—	—	—
		令和6年度	13	36	0.26

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(5年度1百万円、6年度1百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

総資産利益率

(単位:%)

区分	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率	0.24	0.21
総資産当期純利益率	0.23	0.20

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位:%)

区分	令和5年度	令和6年度
資金運用利回(a)	1.27	1.37
資金調達原価率(b)	1.13	1.16
総資金利鞘(a-b)	0.14	0.21

(注) 1. 資金運用利回 = $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

2. 資金調達原価率 = $\frac{\text{資金調達費用} - \text{金銭の信託運用見合費用} + \text{経費}}{\text{資金調達勘定平均残高}} \times 100$

その他業務収益の内訳

(単位:百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	0
国債等債券償還益	—	11
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	4	8
その他業務収益合計	4	19

預貸率、預証率の期末値及び期中平均値

(単位:%)

区分	令和5年度	令和6年度	
預貸率	(期末)	33.60	32.66
	(期中平均)	34.02	32.53
預証率	(期末)	45.05	42.53
	(期中平均)	44.60	43.24

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$ 2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区分	令和5年度末	令和6年度末
1店舗当りの預金残高	8,104	8,147
1店舗当りの貸出金残高	2,723	2,661

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区分	令和5年度末	令和6年度末
職員1人当りの預金残高	842	880
職員1人当りの貸出金残高	282	287

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

有価証券の時価等情報

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	196	197	1	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	その他	1,499	1,623	124	1,299	1,346	47
	小計	1,695	1,821	125	1,299	1,346	47
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	98	94	△3	392	358	△33
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	その他	3,800	3,615	△184	4,700	4,261	△438
	小計	3,898	3,709	△188	5,092	4,620	△472
合計	5,593	5,530	△62	6,391	5,967	△424	

(注) 上記の「その他」は、外国証券です。

経理・経営内容

有価証券の時価等情報

売買目的有価証券

該当事項なし

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	1,384	758	625	1,289	687	602
	債 券	11,910	11,717	192	1,606	1,602	4
	国 債	2,595	2,510	84	—	—	—
	地 方 債	717	700	17	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	8,596	8,507	89	1,606	1,602	4
	そ の 他	4,196	3,801	394	4,859	4,526	333
小 計		17,490	16,278	1,212	7,755	6,815	940
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	61	63	△2	247	265	△18
	債 券	4,395	4,589	△193	11,814	12,290	△476
	国 債	—	—	—	2,529	2,607	△78
	地 方 債	—	—	—	674	700	△25
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	4,395	4,589	△193	8,611	8,983	△371
	そ の 他	1,621	1,679	△57	1,461	1,585	△123
小 計		6,078	6,332	△253	13,523	14,142	△618
合 計		23,569	22,610	958	21,279	20,957	321

(注)1. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

2. 市場価格のない株式等及び全信組連出資金は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等及び全信組連出資金

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
非上場株式	51	51
全信組連出資金	343	343
合 計	395	395

(注)非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

金 銭 の 信 託

運用目的の金銭の信託

該当事項なし

その他の金銭の信託

該当事項なし

満期保有目的の金銭の信託

該当事項なし

資 金 調 達

預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

種 目	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	27,828	43.1	29,220	44.8
定 期 性 預 金	36,664	56.8	35,985	55.2
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
そ の 他 の 預 金	—	—	—	—
合 計	64,493	100.0	65,205	100.0

定期預金種類別残高

(単位:百万円)

区 分	令和5年度末	令和6年度末
固 定 金 利 定 期 預 金	34,361	33,452
変 動 金 利 定 期 預 金	202	183
そ の 他 の 定 期 預 金	553	521
合 計	35,117	34,157

預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和5年度末		令和6年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	57,328	88.4	57,162	87.7
法 人	7,510	11.6	8,014	12.3
一 般 法 人	7,500	11.6	7,991	12.3
金 融 機 関	6	0.0	14	0.0
公 金	3	0.0	8	0.0
合 計	64,838	100.0	65,176	100.0

財形貯蓄残高

(単位:百万円)

項 目	令和5年度末	令和6年度末
財 形 貯 蓄 残 高	139	122

資金運用

貸出金種類別平均残高

(単位:百万円、%)

科目	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	25	0.1	25	0.1
手形貸付	591	2.7	641	3.0
証書貸付	20,687	94.3	19,916	93.9
当座貸越	637	2.9	628	3.0
合計	21,941	100.0	21,212	100.0

有価証券種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

区分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
		国債	令和5年度末 令和6年度末	—	—
地方債	令和5年度末 令和6年度末	—	—	204 196	513 478
短期社債	令和5年度末 令和6年度末	—	—	—	—
社債	令和5年度末 令和6年度末	2,615 1,100	2,731 1,985	2,505 2,582	5,139 4,549
株式	令和5年度末 令和6年度末	—	—	—	—
外国証券・ その他の証券	令和5年度末 令和6年度末	—	602 1,095	3,192 2,174	2,800 3,496
合計	令和5年度末 令和6年度末	2,615 1,600	3,334 3,080	6,104 7,188	11,141 9,210

貸出金利区分別残高

(単位:百万円)

区分	令和5年度末	令和6年度末
固定金利貸出	10,029	10,134
変動金利貸出	11,759	11,155
合計	21,789	21,290

貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円、%)

業種別	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	837	3.8	795	3.7
農業、林業	231	1.0	238	1.1
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	4	0.0	2	0.0
建設業	1,411	6.4	1,133	5.3
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—
情報通信業	6	0.0	10	0.0
運輸業、郵便業	151	0.6	136	0.6
卸売業、小売業	2,189	10.0	2,066	9.7
金融業、保険業	4,508	20.6	4,507	21.2
不動産業	2,343	10.7	2,456	11.5
物品賃貸業	43	0.2	43	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	158	0.7	148	0.7
宿泊業	643	2.9	632	3.0
飲食業	439	2.0	422	2.0
生活関連サービス業、娯楽業	221	1.0	264	1.2
教育、学習支援業	27	0.1	27	0.1
医療、福祉	1,007	4.6	938	4.4
その他のサービス	809	3.7	783	3.7
その他の産業	—	—	—	—
小計	15,037	69.0	14,608	68.6
国・地方公共団体等	122	0.5	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	6,630	30.4	6,682	31.4
合計	21,789	100.0	21,290	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

有価証券種類別平均残高

(単位:百万円、%)

区分	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	2,502	8.6	2,818	9.9
地方債	700	2.4	699	2.4
短期社債	—	—	—	—
社債	13,912	48.3	11,920	42.2
株式	968	3.3	1,013	3.5
外国証券	6,397	22.2	6,696	23.7
その他の証券	4,283	14.8	5,046	17.8
合計	28,764	100.0	28,194	100.0

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:百万円、%)

区分		金額	構成比	債務保証見返額
		当組合預金積金	令和5年度末 令和6年度末	262 283
有価証券	令和5年度末 令和6年度末	— —	— —	— —
動産	令和5年度末 令和6年度末	26 22	0.1 0.1	— —
不動産	令和5年度末 令和6年度末	5,582 4,869	25.6 22.9	— —
その他	令和5年度末 令和6年度末	— —	— —	— —
小計	令和5年度末 令和6年度末	5,871 5,175	26.9 24.3	— —
信用保証協会・信用保険	令和5年度末 令和6年度末	2,106 1,911	9.7 9.0	— —
保証	令和5年度末 令和6年度末	8,840 9,145	40.6 43.0	— —
信用	令和5年度末 令和6年度末	4,971 5,057	22.8 23.7	— —
合計	令和5年度末 令和6年度末	21,789 21,290	100.0 100.0	— —

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円、%)

区分	令和5年度末		令和6年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	925	18.4	917	17.6
住宅ローン	4,101	81.6	4,288	82.4
合計	5,027	100.0	5,206	100.0

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

区分	令和5年度末		令和6年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	11,265	51.7	10,898	51.2
設備資金	10,523	48.3	10,392	48.8
合計	21,789	100.0	21,290	100.0

貸出金償却額

(単位:百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
貸出金償却額	—	—

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

項目	令和5年度		令和6年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	70	△4.0	61	△9.0
個別貸倒引当金	283	△45.0	308	25.0
貸倒引当金合計	353	△49.0	369	16.0

(注)当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っていません。

協法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	151	38	112	100.0	100.0
	令和6年度	167	34	132	100.0	100.0
危険債権	令和5年度	246	145	55	81.4	54.6
	令和6年度	255	174	60	92.1	74.9
要管理債権	令和5年度	340	168	18	54.9	10.7
	令和6年度	281	138	14	54.5	10.4
三月以上延滞債権	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和5年度	340	168	18	54.9	10.7
	令和6年度	281	138	14	54.5	10.4
小計	令和5年度	738	352	186	72.9	48.2
	令和6年度	703	347	207	78.9	58.3
正常債権	令和5年度	21,077				
	令和6年度	20,609				
合計	令和5年度	21,815				
	令和6年度	21,313				

- (注) 1.[破産更生債権及びこれらに準ずる債権]とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.[危険債権]とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
- 3.[要管理債権]とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
- 4.[三月以上延滞債権]とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。
- 5.[貸出条件緩和債権]とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く。)です。
- 6.[正常債権]とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く。)です。
- 7.[担保・保証額]は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 8.[貸倒引当金]は、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 9.[破産更生債権及びこれらに準ずる債権]、[危険債権]及び[正常債権]が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私券(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)です。
- 10.金額は決算後(償却後)の計数です。

法令遵守の体制

●法令遵守体制

法令遵守とは、企業倫理を確立し法令や内部規定を厳正に遵守するとともに社会規範を全うすることです。

当組合は、①社会的使命と公共性の自覚と責任

②信頼の確保と経営の透明性の確保

③反社会的勢力の介入に対決・排除します

を基本方針としたコンプライアンスマニュアル(法令遵守必携)を作成し全役職員に配布するとともに部店長会議及び内部研修を通じて役職員に周知徹底しております。

当組合のマネー・ローndリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローndリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

(1)当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置(リスクベース・アプローチ)を講じてまいります。

(2)当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。

(3)当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針(基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針)・手続(マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等)・計画(マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム)等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに新潟県警察の指導により、当組合では、マネー・ローndリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引及びお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該取引に制限をさせていただく場合がございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

報酬体系について

●対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の決定方法等については、「役員の退職手当に関する規定」で定めております。

(2) 令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位:百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総代会で定められた報酬限度額
理事	33	42
監事	8	9
合計	41	51

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
 2. 支払人数は、理事8名、監事3名です(期中に退任した理事2名を含む)。
 3. 使用人兼務理事1名の使用人分の報酬(賞与を含む)は6百万円です。
 4. 上記以外に支払った役員退職慰労金は、理事8百万円です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任、退職した者も含めております。
 2. 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
 3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規定」及び「退職金支給規定」に基づき支払っております。
 なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることによる動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

●苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または監査室にお申し出ください。

【窓口:巻信用組合監査室】

電話番号:0256-72-7111
 受付日:月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日は除く)
 受付時間:午前9時～午後5時

なお、苦情等対応手続きについては、監査室にお問い合わせいただくか、当組合ホームページをご覧ください。

【ホームページアドレス】 <https://www.maki.shinkumi.jp/>

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所
 (電話:03-3286-2648)
 一般社団法人日本損害保険協会 そんぼADRセンター
 (電話:0570-022-808)

●紛争解決措置

新潟県弁護士会 示談あっせんセンター (電話:025-222-5533)
 東京弁護士会 紛争解決センター (電話:03-3581-0031)
 第一東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3595-8588)
 第二東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3581-2249)
 で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当組合監査室または、新潟県信用組合協会、しんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
 - ②現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。
- ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【新潟県信用組合協会 新潟地区しんくみ苦情相談所】

受付日 :月曜日～金曜日(祝日及び信用組合の休業日は除く)
 受付時間 :午前9時～午後5時
 電話 :025-247-7433
 所在地 :〒950-0088
 新潟市中央区万代1-1-28(信用組合会館2階)

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日 :月曜日～金曜日(祝日及び協会の休業日は除く)
 受付時間 :午前9時～午後5時
 電話 :03-3567-2456
 所在地 :〒104-0031
 東京都中央区京橋1-9-5(全国信用組合会館内)

リスク管理体制

— 定性的事項 —

- ・自己資本調達手段の概要
- ・自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- ・信用リスクに関する事項
- ・証券化エクスポージャーに関する事項
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項
- ・金利リスクに関する事項

●自己資本調達手段の概要

発行主体	巻信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	169百万円
償還期限	—
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—

(注)当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合では、地域のお客様による(普通)出資金及び内部留保による資本の積み上げを行うことにより自己資本の充実を図っております。なお、当組合の自己資本比率は16.74%と内国基準を大きく上回り、経営の健全性・安全性を十分保っております。

●信用リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことをいいます。 当組合では、与信取引に係る信用リスクを適正に把握し、適切なリスク管理を行うことにより、資産(オフバランス資産を含む)の健全性を確保・維持していくことを基本方針としています。
管理体制	当組合では、リスクを適正に把握・管理するため「信用リスク管理方針」「信用リスク管理規程」を制定し、営業店審査後における融資部審査や、案件に応じては常勤理事会等で合議するなど審査体制の充実を図っております。 また、信用リスク管理に関する状況については、定期的または必要に応じてALM委員会、担当役員に報告するとともに、重要な事項については常勤理事会において協議し、必要ある場合は理事会に付議・報告する体制としております。
評価・計測	当組合では、相互牽制機能を持たせた案件審査やポートフォリオ管理によって特定債務者、特定業種への与信集中を回避するとともに、自己査定においては、営業店による1次査定、融資部による2次査定、監査室による内部監査と厳格な自己査定を実施しております。

■貸倒引当金の計算基準

- ・一般貸倒引当金
一般貸倒引当金については、自己査定結果に基づく正常先に対する債権及び要留意先に対する債権について、債務者区分ごと(要留意先については、要管理先及びその他要留意先)に算定された過去の貸倒実績率に基づき過去の損失率を算定し、予想損失率として、各々の債務者区分の債権額に予想損失率を乗じて予想損失額を算定しており、更に合理的に算定した将来発生が予想される損失額を予想損失額に加算し、貸倒引当金として計上しております。
- ・個別貸倒引当金及び貸倒引当金
破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権については、個別債務者ごとに予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上するか又は直接償却を行っております。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の機関を採用しております。
なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ(S&P)
- ・フィッチ・レーティングズ・ジャパン株式会社(Fitch)

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証等による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っており、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

また、信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、保証として地方公共団体保証、政府関係機関保証、事業会社保証、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、地方公共団体保証、政府関係機関保証は政府保証と同様、事業会社保証は金融機関エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により判定しております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引および長期決済期間取引は行っておりません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

資産の証券化及び証券化商品への投資は行っておりません。

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	オペレーショナル・リスクとは、事務ミスや不正などの発生により損失を被るリスク(事務リスク)と、事故や故障によるコンピューターシステムの停止・誤作動、あるいはコンピューターを不正に使用されたことにより損失を被るリスク(システムリスク)です。当組合では、リスク管理方針に基づき、事務規定等を整備し、管理すべきリスクについては、それぞれのリスクを特性に応じ適切に管理することでリスクの顕在化の未然防止に努めております。
管理体制	事務リスクについては、事務を主管する各部署が事務規定等を整備して営業店指導を行い、監査室がその遵守状況をチェックして理事長に報告するとともに、重要な事項については常勤理事会で協議し、必要に応じて理事会に付議・報告しております。システムリスクについては、業務部が主管し、システムリスクが顕在化した場合には、業務への影響や回復見込み等を担当役員、理事長に報告し、必要に応じて対策本部等を設置し業務の対応や回復作業等に適切に対応する体制としております。
評価・計測	オペレーショナル・リスクの評価・計測は、自己資本比率算定で用いている基礎的手法により算定されたオペレーショナル・リスク相当額を、リスク量として計測、評価しております。
■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 基礎的手法を採用しております。	

●出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに該当するものは、上場株式、非上場株式、投資信託及び上部団体等の出資金等が該当します。当組合では、上場株式や株式投資信託については、組合で定めた「余裕資金運用基準」に基づき運用管理しております。
管理体制	理事会で余裕資金運用に関する重要な事項を決定し、その方針に則り、運用部門が毎月次に保有有価証券の時価評価の状況をリスク管理部門と常勤理事会に報告、リスク管理部門ではリスク量を計測し、リスクリミットの遵守状況等をALM委員会・常勤理事会に報告する体制としております。
評価・計測	当組合が保有する上場株式や投資信託については、毎月次で時価評価及びVaR(予想最大損失額)等によりリスクの計測、評価を行っております。

●金利リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	銀行勘定の金利リスクとは、金利の不利な変動が銀行勘定ポジションに影響を与えることによって、現在ないし未来において資本及び損益が毀損するリスクです。当組合では、毎月次で金利リスクの計測・評価を行いリスクを適正にコントロールしながら収益の向上に努めております。
管理体制	当組合では、常勤理事会で金利リスク管理の基本方針・対応策等の審議を行い、理事会において金利リスク管理に関する重要な事項(自己資本を勘案したリスクリミット)を決定しております。その方針に則り、リスク管理部門である業務部において金利リスクの計測・分析を行い、ALM委員会・理事会等に報告する体制としております。
評価・計測	信用組合業界で構築したSKC-ALMシステムを用いて、毎月次でVaR(予想最大損失額)等によりリスクの計測・評価を行っております。

■金利リスクの算定方法の概要

- 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正を受け、平成31年3月末から△EVE*を開示しております。また、令和2年3月末から△NII*を開示しております。
 ※△EVEとは、IRRBBのうち、金利ショックに対する経済価値の減少額として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
 ※△NIIとは、IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過するまでの間の金利収益の減少として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
- 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NIIに関する事項
 - ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期:1.25年
 - ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期:2.5年
 - ・流動性預金への満期の割り当て方法
 要求性払預金に対し、①過去5年間の最低の残高、②過去5年間の最大年間流出量を現在残高から差し引いた残高、③現在残高の50%のうち最小の額をコア預金として、最長満期を5年以内として平均満期が2.5年となる預金としております。
 - ・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提:金融庁が定める保守的な前提を採用。
 - ・複数の通貨の集計方法及びその前提:当組合は日本円のみ対象となるため考慮しておりません。
 - ・スプレッドに関する前提:考慮しておりません。
- △EVE以外の金利リスクを計測する場合に関する事項
 VaR法により、平時の金利リスク量を計測期間2ヵ月、信頼区間99%として計測しております。また、金利リスクのストレステストとして、200BPV(2%の金利上昇)のリスク量を計測しております。

リスク管理体制

— 定量的事項 —

- ・自己資本の構成に関する開示事項…P.9をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- ・証券化エクスポージャーに関する事項
- ・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- ・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- ・金利リスクに関する事項

● 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	34,098	1,363	37,969	1,518
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	33,691	1,347	38,412	1,536
(i) ソブリン向け	1,870	74	2,145	85
(ii) 金融機関向け	5,799	231	7,076	283
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			421	16
(iii) カバード・ボンド向け			—	—
(iv) 法人等向け	13,104	524	8,005	320
(v) 中小企業等・個人向け	3,677	147	—	—
(vi) 中堅中小企業等・個人向け			5,539	221
トランザクター向け			—	—
(vii) 抵当権付住宅ローン	17	0	—	—
(viii) 不動産取得等事業向け	3,996	159	—	—
(ix) 不動産関連向け			4,205	168
自己居住用不動産等向け			169	6
賃貸用不動産向け			3,382	135
事業用不動産関連向け			341	13
その他不動産関連向け			—	—
ADC 向け			312	12
(x) 劣後債権及びその他資本性証券等			3,192	127
(xi) 三月以上延滞等	3	0	—	—
(xii) 延滞等向け			170	6
(xiii) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			—	—
(xiv) 出資等	4,041	161	—	—
出資等のエクスポージャー	4,041	161	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(xv) 株式等			2,022	80
(xvi) 重要な出資のエクスポージャー			—	—
(xvii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	762	30	1,009	40
(xviii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	343	13	343	13
(xix) その他	65	2	4,702	188
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1,250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△457	△18	△456	△18
⑥ CVA リスク相当額をパーセントで除して得た額 (簡便法)	13	0	13	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額	1,702	68	1,432	57
BI			954	
BIC			114	
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	35,800	1,432	39,401	1,576

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことで、
 5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことで、
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
 6. 「その他」とは、(i)～(xviii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には有形、無形固定資産等が含まれます。
 7. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
 8. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています(令和5年度計数)。
 9. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。
 10. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

経 営 内 容

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

● 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上 延滞 エク スポー ジャー	延滞 エク スポー ジャー
	貸出金、コミットメント 及びその他のデリバ ティブ以外のオフ・ バランス取引				債 券		デリバティブ取引			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
国 内	71,756	72,332	21,821	21,363	22,704	21,088	—	—	19	315
国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計	71,756	72,332	21,821	21,363	22,704	21,088	—	—	19	315
製 造 業	2,834	1,990	934	890	1,899	1,099	—	—	—	47
農 業、林 業	298	298	298	298	—	—	—	—	—	—
漁 業	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	7	5	7	5	—	—	—	—	—	—
建 設 業	1,705	1,515	1,605	1,318	100	196	—	—	16	122
電気、ガス、熱供給、水道業	3,695	2,694	—	—	3,695	2,694	—	—	—	—
情 報 通 信 業	1,293	1,394	—	—	1,293	1,394	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	1,052	737	154	138	898	598	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	4,019	3,479	2,320	2,180	1,699	1,298	—	—	—	6
金 融 業、保 険 業	30,585	32,863	4,520	4,519	5,905	6,303	—	—	—	—
不 動 産 業	3,761	3,462	2,356	2,463	1,405	999	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	43	43	43	43	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	170	187	170	187	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	644	633	644	633	—	—	—	—	—	57
飲 食 業	494	473	494	473	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	147	313	147	313	—	—	—	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業	27	27	27	27	—	—	—	—	—	27
医 療、福 祉	1,008	938	1,008	938	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	1,112	945	1,112	945	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	4,435	4,802	128	0	4,306	4,802	—	—	—	—
個 人	5,846	5,985	5,846	5,985	—	—	—	—	3	53
そ の 他	8,571	9,540	—	—	1,499	1,700	—	—	—	—
業 種 別 合 計	71,756	72,332	21,821	21,363	22,704	21,088	—	—	19	315
1 年 以 下	4,633	5,603	1,423	2,202	3,210	3,400	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	3,710	3,513	1,405	1,012	2,304	2,500	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	1,603	2,471	1,202	870	401	1,600	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	6,625	3,818	2,725	2,518	3,900	1,300	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下	4,713	8,161	3,014	3,356	1,698	4,805	—	—	—	—
10 年 超	22,485	17,944	11,295	10,463	11,190	7,480	—	—	—	—
期間の定めのないもの	754	939	754	939	—	—	—	—	—	—
そ の 他	27,230	29,880	—	—	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	71,756	72,332	21,821	21,363	22,704	21,088	—	—	19	315

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 延滞等とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分・期間区分などに分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。
5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

● 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

経営内容

● 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

業種別	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	目的使用		その他		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
製造業	10	10	0	16	—	—	0	0	10	26	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	49	—	—	—	—	—	49	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	97	108	12	11	—	21	0	2	108	95	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	2	1	0	1	—	—	0	—	1	2	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	115	125	9	4	—	—	—	—	125	130	—	—
飲食業	35	—	—	—	—	—	35	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	15	15	12	—	—	—	—	15	27	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	8	0	0	—	—	—	8	0	0	—	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	9	20	15	5	—	—	3	0	20	25	—	—
合計	328	283	53	51	—	21	98	4	283	308	—	—

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

● 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和6年度					
現金	771	—	771	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,000	—	3,000	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	63	—	63	—	—	0
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	700	—	700	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	3,200	—	3,200	—	2,045	64
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,201	—	1,201	—	100	8
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	30,395	9	30,395	9	7,076	23
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,404	—	1,404	—	421	30
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	13,647	228	12,714	1	8,005	63
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	6,227	2,099	6,773	49	5,339	78
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	3,808	—	3,806	—	4,205	110
自己居住用不動産等向け	314	—	314	—	169	54
賃貸用不動産向け	2,960	—	2,960	—	3,382	114
事業用不動産関連向け	325	—	323	—	341	106
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC向け	208	—	208	—	312	150
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	3,192	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	143	—	143	—	170	119
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	6	—	6	—	1	20
信用保証協会等による保証付	1,719	—	1,677	—	69	4
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付株式等	2,018	—	2,018	—	2,022	100
合計	66,904	2,337	66,473	59,013	32,428	48

(注) 1. 上記の表は最終化されたパーセルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。
 2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
 3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

経営内容

● 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)									
	0%	10%	20%	25%	30%	37.5%	40%	45%	50%	60%
	令和6年度									
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,326	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	37	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	700	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	199	1,001	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	1,015	—	6,980	—	701	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	1,404	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	—	—	1,999	—	—	—	—	—	6,404	100
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	6	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	45	19	2	57	1	6	11	3	36
自己居住用不動産等向け	—	45	19	2	29	1	6	—	3	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	27	—	—	11	—	36
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	33	—
信用保証協会等による保証付	978	699	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	5,242	1,753	3,034	2	7,038	1	708	11	6,441	136

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)										合計
	70%	75%	80%	85%	100%	105%	110%	150%	250%	その他	
	令和6年度										
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,326
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	37
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	700
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,201
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	489	—	—	—	99	—	9,287
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	99	—	1,504
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	100	601	1,000	3,712	1,397	300	—	0	—	0	15,615
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	4,469	—	—	2,346	—	—	—	—	—	6,822
不動産関連向け	190	192	—	—	—	1,962	259	1,015	—	—	3,806
自己居住用不動産等向け	140	63	—	—	—	—	—	—	—	—	314
賃貸用不動産向け	—	129	—	—	—	1,962	—	792	—	—	2,960
事業用不動産関連向け	50	—	—	—	—	—	259	13	—	—	323
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	208	—	—	208
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	23	—	—	86	—	—	143
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,677
株式等	—	—	—	—	5,444	—	—	—	0	12	5,456
合計	290	5,263	1,000	3,712	9,702	2,262	259	1,102	99	12	48,076

(注) 上記の表は最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

経営内容

● リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	6,775
10%	—	1,361
20%	908	25,786
35%	—	66
50%	9,332	311
75%	—	5,241
100%	2,696	17,513
150%	10	400
250%	—	—
1,250%	—	—
合計	12,947	57,456

(注)1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	39,367	—	—	39,358
40%~70%	7,611	—	—	7,589
75%	5,443	2,050	2	5,263
80%	1,000	—	—	1,000
85%	3,878	240	0	3,712
90%~100%	5,974	36	5	5,971
105%~130%	2,523	—	—	2,521
150%	1,102	—	—	1,102
250%	0	—	—	0
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	3	—	—	3
合計	66,904	2,328	2	66,523

(注)1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことで。

信用リスク削減手法に関する事項

● 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		328	380	—	—	—	—

(注)1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

証券化エクスポージャーに関する事項

派生商品取引及び長期決済期間取引は行っておりません。

資産の証券化取引は行っておりません。

経営内容

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

● 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	2,611	2,611	2,676	2,676
非上場株式等	395	395	395	395
合 計	3,006	3,006	3,071	3,071

(注) 本項目の記載対象となるエクスポージャーには、「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

● 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
評 価 損 益	958	321

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

● 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
売 却 益	55	26
売 却 損	14	30
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

● 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
評 価 損 益	—	—

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

銀行勘定の金利リスク(通称:IRRBB)					
項番		△EVE(経済価値の変動)		△NII(期間収益の変動)	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
1	上方パラレルシフト	1,525	1,351	72	82
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	ス テ ィ ー プ 化	1,158	991		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	1,525	1,351	72	82
		令和5年度	令和6年度		
8	自 己 資 本 の 額	6,438	6,596		

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

主要事業内容

主要な事業の内容

預金業務

1. 預金・定期積金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。

※貯蓄預金は令和6年10月1日、当座預金・納税準備預金は令和7年4月1日に新規口座開設を停止いたしました。

2. 譲渡性預金

譲渡可能な定期預金を取り扱っております。

貸出業務

1. 貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。

2. 手形の割引

商業手形の割引を取り扱っております。

でんさいネットによる電子記録債権の割引(でんさい割引)も取り扱っております。

有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

国内為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取り扱っております。

附帯業務

1. 債務の保証業務

2. 代理業務

①全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫
(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務

②独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務

3. 地方公共団体の公金取扱業務

4. 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務

5. 生命保険・火災保険窓販業務

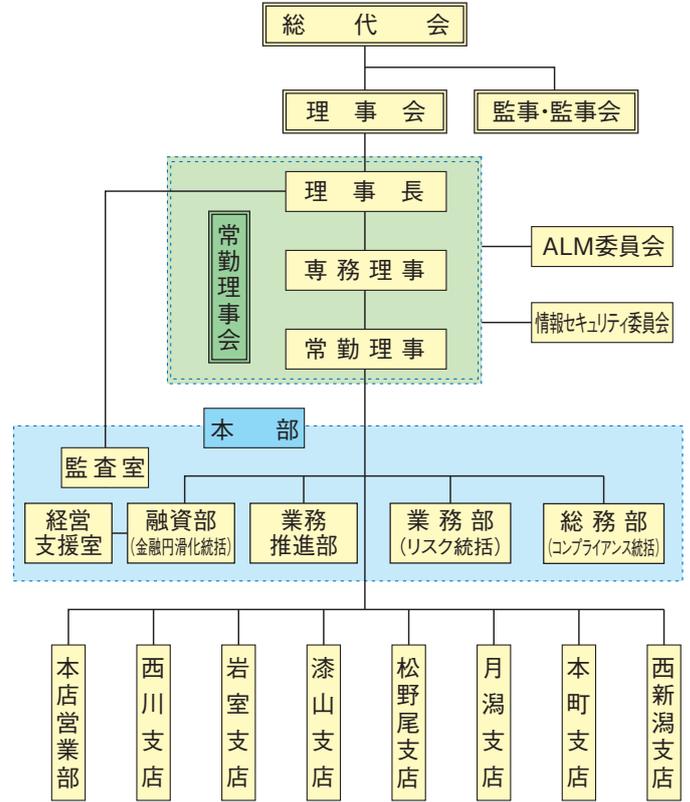
※以下の業務は取り扱っておりません。

- ・商品有価証券売買業務
- ・外国為替業務
- ・社債受託及び登録業務
- ・金融先物取引等の受託等業務

当組合のあゆみ(沿革)

- 昭和27年 6月19日 / 巻町巻甲2224番地2(現新潟市)において中小企業者、勤労者のために金融事業を行うため巻信用組合を設立
- 昭和30年 5月15日 / 本店事務所を「巻町巻甲2925番地(現新潟市)」に移転
- 昭和34年 6月 1日 / 西蒲原郡西川町(現新潟市)に西川支店を開設
- 昭和39年10月19日 / 西蒲原郡岩室村(現新潟市)に岩室支店を開設
- 昭和43年 6月20日 / 西蒲原郡巻町(現新潟市)に漆山支店を開設
- 昭和45年11月16日 / 西蒲原郡岩室村(現新潟市)に和納支店を開設
- 昭和48年 9月17日 / 西蒲原郡巻町(現新潟市)に松野尾支店を開設
- 昭和50年 9月22日 / 西蒲原郡月潟村(現新潟市)に月潟支店を開設
- 昭和52年10月 3日 / 本店事務所を「巻町巻甲4180番地1(現新潟市)」に新築移転。旧事務所は本町支店となる。
- 昭和56年 4月 7日 / 新潟市坂井に西新潟支店を開設
- 昭和60年 4月22日 / 西蒲原郡巻町(現新潟市)に北支店を開設
- 平成 3年11月 1日 / オンラインシステムを「全国信用組合共同センター」に移行
- 平成10年 3月11日 / 本町支店を巻町巻甲2211番地甲(現新潟市)へ新築移転
- 平成15年 6月16日 / 創立50周年記念式
- 平成18年11月20日 / 西川支店の店舗を新築
- 平成25年 6月 3日 / 保険販売業務の開始
- 平成29年12月 4日 / 北支店を本町支店に統合
- 令和 4年 3月22日 / 岩室支店を「新潟市西蒲区西中639-1」に新築移転、同日、和納支店を岩室支店に統合

事業の組織



会計監査人の氏名又は名称

(令和7年7月1日現在)

近野 茂 公認会計士事務所 公認会計士 近野 茂
菅野 公認会計士事務所 公認会計士 菅野 祐

役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)

(令和7年7月1日現在)

理事長 小杉 正人 専務理事 荒井 武浩
常勤理事 宮島 浩明 常勤理事 丹波 幸也
本店営業部長 (本店営業部長) 理事 本間 芳之 理事 八百板 勲

常勤監事 竹内 昇 監事 山賀 和幸
員外監事 相馬 秀行

※当組合は、職員出身者以外の理事2名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

組合員の推移

(単位:人)

区分	令和5年度末	令和6年度末
個人	13,048	12,903
法人	555	541
合計	13,603	13,444

トピックス

当組合は、本店及び支店で8店舗あり、その店舗単位で「信友会」という組織があります。主な活動として、店舗と地域の方々との親睦旅行があります。令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症の拡大により、親睦旅行はしばらく見合わせの時期がありましたが、今ではほとんどの信友会で活動が再開され、地域の皆様の交流の場となっています。

令和6年度に実施された各信友会の主な親睦旅行

実施日	信友会名(店舗)	旅行先等	参加人数
令和6年4月16日～17日	本店(本店・本町)	北陸復興応援! 加賀の名湯・山代温泉と富山・金沢	28名
令和6年5月15日～16日	月潟	両国大相撲観戦と浅草・靖国神社参拝、築地昼食	21名
令和6年5月26日～27日	西川	南三陸温泉と塩釜・松島グルメ旅	20名
令和6年5月29日	西新潟	日本銀行新潟支店見学と多宝温泉	14名
令和6年6月4日	和納(岩室)	阿賀町わらび採り	14名
令和6年6月26日～27日	西部(本町)	隅田川遊覧と赤坂迎賓館見学・東京湾木更津温泉宿泊	17名
令和6年10月30日	松野尾	新発田・村上日帰りツアー	15名
令和7年3月2日～3日	漆山	富士山を眺めながら楽しむお酒の旅と石和温泉宿泊	26名



西部信友会
令和6年6月26日～27日
赤坂迎賓館

総代会について

総代会の仕組みと機能

信用組合は、協同組合組織による金融機関であり組合員の総意により意思決定をする必須の機関である総会が設けられています。しかし、組合員総数は多数にのぼることから、組合員が200名を超える組合には法律で総会に代わるべき総代会を設けることが認められています。総代会は組合の組織・運営に関する重要事項等の議決、理事・監事の選任及び解任を議決できることから、組合における最高議決機関とされています。

総代の役割

総代は、総代会に出席し、組合の組織・運営に関する重要事項等の議決を行うとともに、意見を述べる事ができます。主な議決事項は決算関係書類の承認、毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更、定款変更、組合の解散・合併・譲渡等であります。

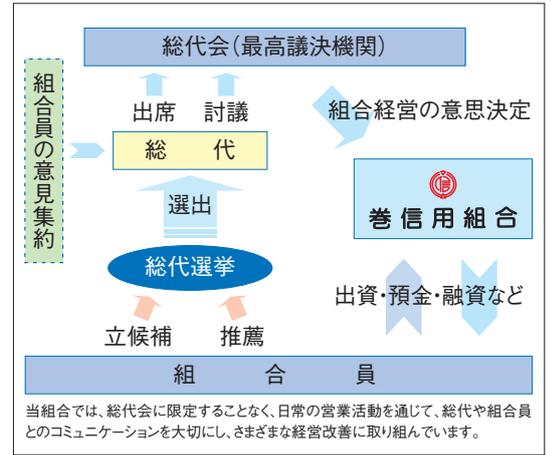
総代の選出方法、任期、定数

総代は、定款に規定されている100人以上110人以内の定数を、総代選挙規約で営業地区を5選挙区に区分して、組合員数に応じて按分し、それぞれの選挙区定数を定めております。この選挙区及び定数に基づき総代選挙規約に従い、総代の任期である3年に1回公平な選挙を行い選出されます。尚、総代の定年は80歳(就任時)となっています。

総代会の議決事項等の議事概要

第74期通常総代会(令和7年6月27日開催)において下記事項が報告及び承認されました。

- 【報告事項】 第73期事業報告、貸借対照表並びに損益計算書について
- 【議決事項】 第1号議案 第73期剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 第74期(自令和7年4月1日至令和8年3月31日)事業計画及び収支予算案承認の件
- 第3号議案 組合員除名の件
- 第4号議案 役員定年規程制定の件
- 第5号議案 理事及び監事の報酬総額決定の件



第74期通常総代会

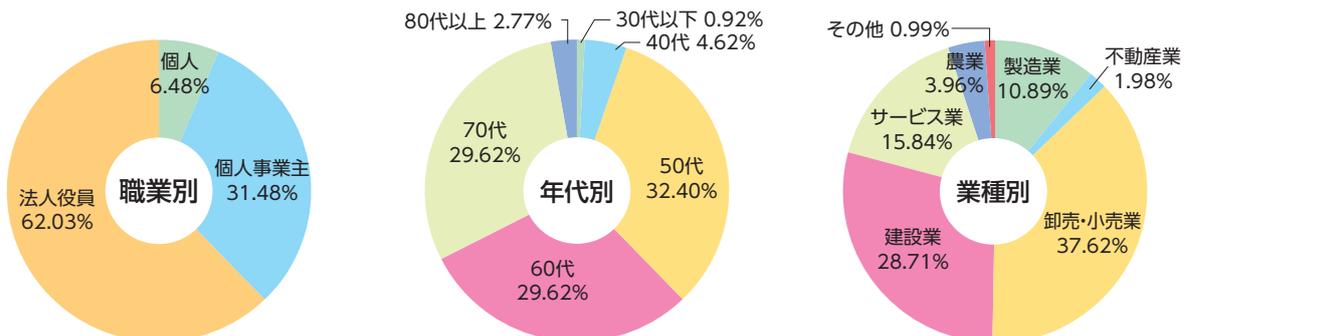
令和7年7月1日現在 総代定数 110名 総代数 108名

総代のご紹介

選挙区	総代定数	総代氏名 (敬称略:五十音順)
第1区 旧巻町(1区~13区、東6区、赤鋸、グリーンハイッ、堀山団地、桔梗ヶ丘、中郷屋、葉萱場、割前、羽田、東汰上、安尻、下和納)	28名	赤川 和昭③ 赤川 勝⑥ 有坂 和哉③ 飯塚亜希子① 五十嵐光一② 遠藤 文雄① 大滝 雅一① 岡島 正秀⑥ 小林 克則⑥ 笹川 実③ 佐藤 誠① 塩崎 隆一① 相馬 透① 相馬 政博③ 田中 章友⑦ 田邊 稔① 土田 和重⑤ 筒井 信昭⑦ 野澤 政史② 本間 團作⑩ 本間 征志⑪ 本間 芳之⑦ 丸山小百合① 山田 明④ 山田 忠重② 吉田 守利⑥ 若杉 松男②
第2区 旧巻町(松郷屋、平沢、福井、峰岡、竹野町、上木島、下木島、鷺ノ木、天神町、前田、仁箇、すばる台ニュータウン、布目、稲島、伏部、舟戸、松野尾、新月、巻大原、松山、五ヶ浜、角田浜、越前浜、四ツ郷屋)	15名	浅野 南⑤ 安澤 陽平② 小原 康人① 小出 茂① 近藤 洋子① 笹川 誠志④ 高橋 路子① 近嵐 勝也① 寺澤 富男② 船木 豪① 堀内 孝一① 村井 正由③ 八尾坂 勉① 山賀 孝広① 横山 豊①
第3区 旧巻町(漆山、東町、瀧頭、桜林、栄町、並岡、馬堀、庚午団地、河井、柿島、山島)、旧中之口村、旧瀧東村、旧味方村、旧月瀧村、旧白根市、旧燕市	23名	五十嵐健一④ 五十嵐真澄① 石崎 悟⑦ 磯貝 宏行⑬ 遠藤三津美④ 川口 肇② 河治 憲夫⑥ 小林 良栄⑤ 佐藤 孝雄④ 佐藤 則義⑦ 杉山 誠一④ 関本 昌之⑥ 高橋 芳昭⑩ 梨本 良雄⑥ 橋本 義仁② 長谷川 稔① 早川 悟③ 原 正行⑥ 星野 喜一② 星野 佳一① 堀田 厚④ 堀 正樹①
第4区 旧岩室村、弥彦村、旧吉田町、旧分水町	19名	阿部 正嘉② 五十嵐一敏④ 石川 茂⑦ 伊藤 隆行④ 稲垣 学① 大関 雅信① 佐野 正樹① 高島 勝郎③ 竹内 二作④ 田中 茂敏⑤ 鶴巻 知幸④ 堀井 正⑫ 本間 駒吉⑭ 本間 良④ 前山 勝⑨ 三富 榮二⑥ 三富 潤一① 武藤 慶太⑪ 武藤 公一③
第5区 旧西川町、旧新潟市	25名	青柳 昌彦① 安藤 吉浩① 稲川 隆一⑦ 大瀧裕太郎① 小野塚洋一郎④ 影山三千子① 笠巻 茂太① 加藤 雄大③ 桑原 淳一④ 齊藤 喜延④ 笹川 智志② 佐藤 知巳② 佐野 隆樹⑧ 三條 康行① 高田 知明② 谷 昭夫④ 中村 幸子① 西屋 順子① 藤田 正史① 水野 正夫⑤ 森 光太郎③ 八百板 勲⑥ 山形 敏昭⑦ 若杉 博敬④ 渡邊 朋紀②

(注) 氏名の後に就任回数を記載しております。

総代の属性別構成比



組合員の意見を反映させる取組状況に関する事項

令和6年度総代地区別会議の開催

令和6年11月28日(木)~12月11日(水)にかけて、総代を対象に各地区4会場に分けて総代地区別会議を開催致しました。この会議には計63名の総代から出席頂き、半期報告の他、各地区総代と意見交換を行いました。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合は、経営理念に「地域経済の活性化」と「地域住民の豊かな暮らしづくり」を掲げ、地域金融機関としての公共的使命の役割を果たすために、身近な頼れる相談相手として地元のお客様の抱える経営課題を共有し、継続的に対話することによりコンサルティング機能を十分に発揮してその経営課題などの解決に努め、事業の発展に貢献することを第一に全役職員で取り組んでおります。

経営改善支援等の取組み実績

お客様への定期的な訪問を通して実態把握に努め、経営者との面談・意見交換により経営改善に向けた助言や指導を心がけ、改善計画策定を支援しており、経営者と当組合が一体となつての取り組みにより財務状況が改善され債務者区分のランクアップが図られた取引先もあり、今後も中小企業者への経営支援に取り組んでまいります。

(単位：先数、%)

期初債務者数 (A)					経営改善 支援取組み率 (α/A)	ランクアップ 率 (β/α)	再生計画 策定率 (δ/α)
うち経営改善支援取組み先 (α)							
		α のうち期末に債務 者区分がランクアッ プした先数 (β)	α のうち期末に債務 者区分が変化しな かった先 (γ)	α のうち再生計画を 策定した先数 (δ)			
157	47	2	40	5	29.94%	4.26%	10.64%

(注) 1.本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。

2.期初債務者数は令和6年4月当初の債務者数です。

3.債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。

4.「 α (アルファ)のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β (ベータ)」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α には含みますが β には含んでおりません。

5.「 α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先 γ (ガンマ)」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。

6.「 α のうち再生計画を策定した先数 δ (デルタ)」は、 α のうち中小企業活性化協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。

7.期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含みません。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

お客様の経営支援を推し進めるため令和3年9月に融資部に経営支援室を立ち上げ、営業店と緊密な連携を図り、お客様への訪問により事業経営の課題や事業の将来像を共有して、課題解決のための手段の検討や地域に必要とされる企業になるための取組みを支援しております。また、支援態勢の充実を図るため、平成25年2月に「経営革新等支援機関」の認定を受けると共に、平成27年2月に日本政策金融公庫と業務提携契約を締結しております。

更にお客様の相談にお応えできるよう、役職員が外部研修・セミナー等に参加し、コンサルティング機能向上に努めております。また、令和5年8月にグローバルマーケティング株式会社と提携し、お客様の課題解決のパートナーとして協働して支援する態勢を構築しました。合わせて、地域の商工会をはじめとして、にいがた産業創造機構や新潟県中小企業活性化協議会、よろず支援拠点、新潟県事業承継・引継ぎ支援センター等の外部専門機関と連携を図りながら、お客様が安定的に事業を継続できる支援態勢で事業再生に取り組んでおります。



中小企業の経営支援に関する取組み状況

1. 資金繰り支援(連携融資)

〈令和6年度の商工会連携融資の融資件数、融資残高:91件、247百万円〉

地域商工団体の巻商工会、西川商工会、岩室商工会、潟東商工会、中之口商工会、新潟みなみ商工会と平成30年に連携融資に係る「商工会・巻信用組合幹旋融資に関する協定」を結び、それぞれの業務を通じて双方が連携して商工会員に対して経営指導及び事業活動の促進、事業の成長・発展、事業者支援と資金円滑化を目的として経営支援に取り組んでおります。

*巻商工会、西川商工会、岩室商工会、潟東商工会、中之口商工会の5商工会は令和7年4月1日に合併し、「新潟にしかん商工会」となりました。

2. 創業・新規事業開拓の支援

〈令和6年度の創業相談8件(うち、4件開業)〉

創業や新たな事業開拓に取り組む中小零細事業者に対しては、地方公共団体の制度融資や補助金等公的支援制度の情報を提供し、創業計画書の作成支援や補助金等申請書類の作成支援に取り組んでおります。

3. 成長段階における支援

〈令和6年度の企業参加者:しんくみ新現役交流会1社、ビジネスマッチング展1社〉

経営課題を有するお客様に対しては、資金支援に留まらず、豊富な知識・経験・ネットワークを持つ企業OBとのマッチングイベント「しんくみ新現役交流会」や、新たなビジネスチャンスの創出やビジネスパートナーとの出会いの場として全国のバイヤーが多数参加する「しんくみ食のビジネスマッチング展」への参加機会を提供するなど本業支援に取り組んでおります。

4. 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

〈令和6年度の経営改善計画策定済先企業:58社〉

経営改善計画策定先については、営業部店がお客様へ定期的に訪問し、計画の進捗状況をモニタリングする中、現状の問題点等をお客様と共有し新たな改善策の提案を行っております。また、実効性のある経営改善計画を策定するため、新潟県中小企業活性化協議会や専門家と連携した支援をしております。

事業再生や業種転換に係る支援として、提携したグローバルマーケティング株式会社へお取引先を紹介するとともに、同社主催の講座の参加を提案する等の支援をしております。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」を以下のとおり策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

●「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨をふまえ、本ガイドラインを遵守・尊重してまいります。

事業性融資における経営者保証については一律的・機械的に取得することなく、お客さまの状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証を頂く場合には、その理由や範囲等について真摯にかつ丁寧にご説明し、お客様にご理解・ご納得をいただけますよう努めてまいります。

1. お客さまと保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額や代替的融資手法の活用を含め総合的な検討を行います。

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」等につきましてご説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただきます。

2. 万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客さまの資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を決定します。

3. お客さまから保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、主に上記1.①～⑤について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

4. 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重には保証を求めない事とし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。

5. お客さまから「経営者保証のガイドライン」に基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、誠実に対応します。

●「経営者保証に関するガイドライン」の取組み状況

	令和5年度	令和6年度
新規に無保証で融資した件数	159件	172件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	34.79%	35.17%
保証契約を解除した件数	18件	12件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限定)	0件	0件

地域活性化につながる多様なサービスの提供

まきしんローン相談窓口について

お勤め等で、日中ご来店できないお客様の為に、まきしん各店では「まきしんローン相談窓口」を設けております。

あらかじめ、お電話で相談時間をご予約いただき、ご融資・その他金融取引についてのご相談を承っております。

名称	まきしんローン相談窓口
開設場所	巻信用組合 全店舗
開設日時	平日:15:00~19:30 土日祝:ご相談日時は各店舗にご相談ください。
申込方法	完全予約制です。 ご来店希望日の前営業日の17:30までに ご希望の店舗へお電話にてお申込ください。



LINEによる情報発信の開始

巻信用組合では、令和6年8月にスマートフォンのコミュニケーションアプリ「LINE」公式アカウントを開設しました。地域で開業したばかりのお店等、事業者様の情報を定期的に発信しています。その他、当組合のお得なキャンペーンや商品情報、当組合の取組みについても発信しています。



しんくみアプリ with CRECO のお取扱い

巻信用組合では、個人のお客様向けにスマートフォンでご利用いただける口座管理アプリの提供を行っています。

お客様がご自身のスマートフォンにしんくみアプリ with CRECO をインストールし、当組合口座情報を連携する事により、普通預金や定期預金の残高や入出金を確認する事ができます。

当組合の普通預金キャッシュカードをお持ちの個人のお客様は、どなたでも無料でご利用いただけます。

※アプリのダウンロードや利用では別途通信費が発生します。

当組合の普通預金・定期預金口座からクレジットカードや電子マネーまで1つのアプリでまとめて管理が可能です。

しんくみアプリ with CRECO

スマホで預金口座の残高が確認できる!

「しんくみアプリ with CRECO」は、個人のお客様向けにスマートフォンでご利用いただける口座管理アプリです。
当組合の普通預金キャッシュカードをお持ちの個人のお客様は、どなたでも無料で、普通預金の残高・入出金明細、定期預金明細を手軽に確認いただけます。また、クレジットカードや電子マネーもご登録いただくことで、一元的に口座を管理することができます。

アプリの詳細はサービスサイトからご確認ください

アプリのダウンロードはこちらから(iOS・Android)

詳しくは、営業担当専任の窓口におたずねください

巻信用組合

2024.08.01

こたら送金サービスのお取扱い開始

スマートフォンアプリを利用して、1回あたり10万円以下の個人宛送金(振込)が手数料無料でできるサービスです。小口の資金を別の口座へ振替する時や定期的な仕送りをする時などに便利です。

対象のお客様	個人のお客様(法人のお客様はご利用になれません)
対応アプリ	Bank Pay
送金方法	口座番号を指定した送金のほか、携帯電話やメールアドレスを指定した送金が可能です。また、その場合は、送金と同時にメッセージを送ることができます。なお、送金先についても、個人のお客さまの口座が対象となります。
送金上限額	1回あたり10万円、1日あたり10万円
手数料	無料

※アプリのダウンロードや利用では別途通信費が発生します。



法人・個人事業主向けインターネットバンキングのお取扱い開始

事業所のパソコンからご契約口座の照会、振込・振替やデータ伝送のサービスがご利用いただける「まきしんビジネスバンキング」を令和7年5月から開始しました。

インターネットに接続可能なパソコンおよびメールアドレスをお持ちの法人または個人事業主の方が対象です。

詳細な内容については、ホームページよりご確認ください。

<https://www.maki.shinkumi.jp/>



サービスメニュー	
スタンダードサービス	フルサービス
<ul style="list-style-type: none"> ・照会サービス(残高照会、入出金明細照会) ・資金移動サービス(個別振込・振替) ・ペイジー(税金・各種料金の払込み) 	スタンダードサービスに加えて、 <ul style="list-style-type: none"> ・データ伝送サービス (総合振込、給与・賞与振込、口座振替)

地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、新潟市(旧豊栄市、旧新津市、旧中蒲原郡亀田町及び小須戸町並びに横越町を除く)、西蒲原郡、燕市を営業地区として、地域の中小規模の事業者や住民が組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組織金融機関です。中小規模の事業者や住民一人一人の顔が見える細やかな取引と、常に顧客(組合員)の事業の発展や生活の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを基本としております。

預金を通じた地域貢献

子育て世帯を応援する預金商品の取扱い

●「新潟県こむすび定期」事業への参加

当組合は、新潟県の子育て支援の取組みに賛同し、令和5年より「新潟県こむすび定期」の取扱いを開始しています。

地域の子育てに貢献できるよう、魅力的な金利と特典をご用意しております。

●まきしんオリジナル子育て応援預金商品の取扱い

預金商品名	ご利用いただける方	契約期間	掛込金額、ご契約金額
まきしん子育て応援定期積金	当組合の営業区域内にお住いまたはお勤めされている普通預金口座をお持ちのお客さまで、ご契約時点で18歳未満のお子様を持つ保護者の方	3~5年 (原則口座振替)	毎月3万円以内(千円単位) ご契約世帯で3万円が掛込上限
まきしん子育て応援定期預金	当組合の営業区域内にお住いまたはお勤めされている普通預金口座をお持ちのお客さまで、ご契約時点で18歳未満のお子様を持つ保護者の方	1年 (元金継続または元利金継続の自動継続扱いで当初5年までの金利上乗せが適用)	1口5万円以上、300万円以内

【この他にも、お客様のライフステージに応じた預金商品をご用意しております。詳しくは当組合本支店の窓口へご照会ください。】



融資を通じた地域貢献

令和7年7月1日現在

当組合では、中小規模の事業者や地域の皆様の様々な資金ニーズにお応えるために、主に次のようなオリジナル融資商品を取扱いしております。

融資名称	融資の概要	
まきしん災害対策特別融資	令和6年能登半島地震の影響により資金繰りに支障をきたしている法人・個人事業主を対象とした運転資金・設備資金。融資限度額/1,000万円以内。信用保証協会の保証付の場合、2,000万円以内。融資期間/10年以内(うち、据置1年以内)	
まきしん事業支援: 応援ローン 地域応援団	事業に必要な運転資金・設備資金、他行借入金借換資金。融資限度額/2,000万円以内。融資期間/10年以内。	
商工会・巻信用組合連携斡旋融資	【一般枠】事業に必要な運転資金・設備資金。融資限度額/1,000万円以内。融資期間/運転資金10年以内、設備資金15年以内(据置は1年以内)。	
	【経営改善枠】既往借入金の返済資金及び経営改善に必要な事業資金。融資限度額/2,000万円以内。融資期間/15年以内。	
アグリサポートローン【地域応援団 大空II】	農業の経営に必要な運転資金、設備資金。融資限度額/5,000万円以内。融資期間/7年以内。(株)日本政策金融公庫の補償承諾を得られる方が対象。	
農家向けローン(大空)	農業に必要な運転資金・設備資金等。融資限度額/700万円以内。融資期間/8年以内。	
個人向け	愛車ローン	車両購入及びそれに付随する費用。融資限度額/500万円以内。融資期間/10年以内。
	育英ローン	入学時、在学中に係る学校からの請求費用。融資限度額/100万円以内。融資期間/12年6か月以内(元金据置期間を含む)。
	メンバーシップ 教育ローン「未来」	入学・在学中に必要な教育資金。融資限度額/500万円以内。但し、医科、歯科、薬科大学または学部の場合は、1,000万円以内。融資期間/16年10か月以内(元金据置期間を含む)。
	メンバーシップ 「生活安心」ローン	お使いみち自由(事業性除く)(組合員歴6ヶ月以上の方限定) 融資限度額/300万円以内。融資期間/原則5年以内(債務集約は9年以内)。

【この他にも、お客様の幅広い資金ニーズに応えられる様、融資商品をご用意しております。なお、融資条件等につきましては、お気軽に当組合本支店の窓口へご照会ください。】

地域・業域・職域サービスの充実

職域メンバーズ企業制度

この制度は、当組合の営業区域内で事業を営む企業様に対する従業員の福利厚生を目的とした制度です。

当組合と同制度の契約をされた企業様の従業員に対し、預金金利上乘せやローン金利割引となる商品を提供しています。

「職域メンバーズ企業」にお勧めの皆様へ

職域メンバーズ企業制度

「職域メンバーズ企業制度に関する概要」を掲載された事業所にお勧めの皆様に、以下のお馴染り商品を取り揃えています。

職域メンバーズ向けのお得なローン商品

お使いみちが自由! (※1. 専業主婦・専業主夫限定)

お使用みちが明確な資金にご利用できます! (※2. 卒業時返済のみの返済)

職域フリーローン

- 借利率: 年 3.1~13.5%
- 借付総額: 500万円以内
- 返済期間: 10年以内

職域目的ローン

- 借利率: 年 2.9~5.0%
- 借付総額: 500万円以内
- 返済期間: 10年以内

職域メンバーズ向け金利引き下げ商品

特別金利または通常金利から

年 **0.1%** 引き下げ!

マイカーローン

まきしん住宅ローン

まきしん個人住宅ローン

リフォームローン

教育ローン

奨学ローン

リノベーション教育ローン(未来)

信用組合



(本店営業部)

文化的・社会的貢献に関する活動

地域貢献活動

令和6年4月~

当組合では、各店舗で地域社会に対して何が出来るかを考え、地域貢献活動に取り組んでいます。主な活動内容としては営業区域内の公共のスペースの清掃や地域行事への参加等ですが、今後も地域社会の一員として地域の為にできることを考えていきます。



献血

令和6年4月、7月、10月、令和7年1月

社会貢献活動として、「西蒲区役所」などで実施された献血に役職員が参加いたしました。



窓口やATMなどでの犯罪防止の取組み

令和6年4月

新潟県警などと連携し、特殊詐欺被害の未然防止に努めています。ご預金の引き出しの際などに、職員がお声掛けする事がありますが、特殊詐欺被害の未然防止のために行っているもので、皆様のご理解とご協力をお願いします。



当組合本店は、特殊詐欺被害を未然に防止したことから、令和6年4月24日、新潟県警西蒲警察署より感謝状の贈呈を受けました。

文化的・社会的貢献に関する活動

地域サークル活動への参画

令和6年6月～11月

巻東中学校の「地域サークル活動」の目的【「ふるさと巻」の魅力や可能性等を生徒が理解し、将来、地元を支えてくれる人材育成をすること】に賛同し、地域企業として参画しました。



西蒲区海岸一斉清掃

令和6年7月

毎年「海の日」に開催されている「西蒲区海岸一斉清掃」に当組合役職員と家族総勢46名が越前浜海岸と角田浜海岸に分かれて参加いたしました。当組合は地域社会に密着した活動を通じ、地域の皆様との親密な関係作りに努めています。



第19回まきしんチャリティーゴルフ大会 寄付金贈呈

令和6年9月

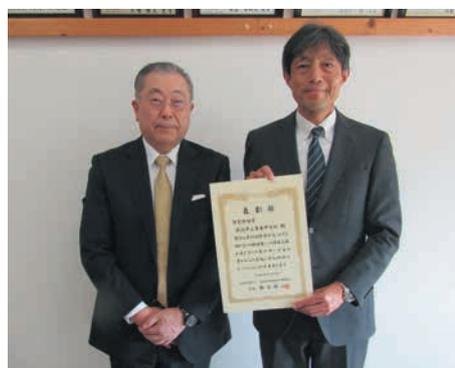
令和6年9月にハーフコンペ形式で開催され、130名の参加者様から温かいチャリティー金をお預かりし、「鯛車復活プロジェクト」様へ寄付金として贈呈いたしました。



懸賞作文「小さな助け合いの物語賞」を通じた地域貢献

令和6年9月

「助け合いの大切さを考える機会の提供」と「健全育成」目的に、地域の中学校へ懸賞作文の募集の呼びかけを行った結果、多くの中学校からご賛同いただき、5校149名の生徒から懸賞作文を応募いただきました。令和6年度の応募では、巻東中学校様が全国で応募数が最も多かった学校に贈られる「徳育奨励賞」を受賞いたしました。また、懸賞作文の募集を通じ、地域の中学校後援会、PTAへ寄付金を贈呈いたしました。



旧岩室支店 寄贈

令和7年2月

令和7年4月に開校されたオルタナティブスクール「光の森学園」に当組合が所有していた旧岩室支店を寄贈いたしました。子どもと地域・観光客がつながる地域食堂や図書コーナー、地域とのコラボで生まれた商品等の展示、ワークショップ・交流会等の会場として活用が予定されています。



第10回 角田山一周ハーフマラソン大会

令和7年4月

角田山周辺の海岸や北国街道の街並みを走ることで、健康の増進と体力の向上を図るとともに、西蒲区の魅力をより多くの人に発信することを目的に開催されている「角田山一周ハーフマラソン大会」に特別協賛いたしました。また、当組合の職員もランナー、ボランティアスタッフとして参加しました。



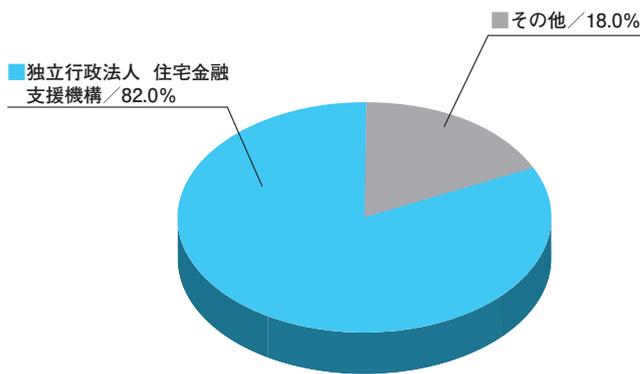
その他業務

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

区分	令和5年度末	令和6年度末
全国信用協同組合連合会	—	—
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	—	—
独立行政法人 住宅金融支援機構	95	79
独立行政法人 勤労者退職金共済機構	—	—
独立行政法人 福祉医療機構	0	—
その他	17	17
合計	113	96

令和6年度末公庫・事業団等別貸出残高構成比



内国為替取扱実績

(単位:件、百万円)

区分		令和5年度末		令和6年度末	
		件数	金額	件数	金額
送金・振込	他の金融機関向け	28,726	14,929	27,796	15,458
	他の金融機関から	55,472	20,903	55,247	20,514
代金取立	他の金融機関向け	0	0	0	0
	他の金融機関から	0	0	0	0

主な手数料

(令和7年7月1日現在)

◆振込手数料

振込区分	手数料	
	5万円未満	5万円以上
窓口利用	当組合あて	330円
	他金融機関あて	660円
ATM利用	現金扱い	110円
	他金融機関あて	440円
	キャッシュカード利用	110円
	他金融機関あて	330円
ビジネスバンキング利用 (データ伝送サービスの総合振込を含む)	当組合あて	無料
	他金融機関あて	220円
定額自動送金及び電子媒体等交換による振込	当組合あて	110円
	他金融機関あて	330円
その他振込	口座振替契約による 決済資金の他行振込	440円

◆代金取立手数料

区分	手数料	
電子交換所内	当店が支払場所のもの (小切手の支払場所と受入店が同一の場合)	無料
	当組合本支店が支払場所のもの 電子交換所参加金融機関が支払場所のもの	330円
交換所を通さず郵便等で取立を行うもの	1,100円	
その他の代金取立	旅行クーポン券の取立 1先(請求書)につき	1,100円
	株式配当金受領書	330円
不渡手形返却料	1,100円	
取立手形組戻料	1,100円	
取立手形店頭呈示料※	1,100円	

※ 交換所で決済できない手形等を支払い場所の店頭に表示する場合に適用させていただく手数料です。

◆その他為替手数料

区分	手数料	
送金手数料(1件につき)	当組合本支店あて	440円
	他金融機関あて	660円
地方税等取扱手数料 (納付書1枚につき)	県内	無料
	県外	440円
振込・送金の組戻料	1件につき	660円
振込訂正依頼手数料	1件につき	220円

◆ビジネスバンキング手数料

区分	手数料等	
月額基本料金	スタンダード(照会・振込振替サービス)	1,100円
	フルサービス (照会・振込振替サービス+データ伝送サービス※)	2,200円
ワンタイムパスワード生成器 (ハードウェアトークン)	追加発行(1台あたり)	2,200円
	紛失・破損等による再発行(1台あたり)	

※ データ伝送サービス(総合振込、給与・賞与振込、口座振替)

◆各種発行手数料

区分	手数料等	
当座小切手用紙代	1冊(50枚)につき (1枚売り@44円)	550円
当座約束手形用紙代	1冊(25枚)につき (1枚売り@44円)	440円
マル専口座	開設手数料	割賦販売通知書1通につき
	専用約束手形用紙代	手形用紙1枚につき
自己宛小切手発行手数料	1枚につき	440円
貯蓄預金支払回数超過手数料 (I型30万円)	月間5回を越える取引 1件につき	110円
通帳、証書の再発行手数料 (婚姻等による名変を除く)	1冊(通)につき	1,100円
キャッシュカード、ローンカード 再発行手数料	1枚につき	
残高証明書発行手数料 (預金・出資金・融資・利息)	都度発行…1通につき	330円
	継続発行…1通につき	220円
融資証明書発行手数料 (事業性・消費性資金)	1通につき	5,500円
所定外様式(英文証明含む)	1通につき	660円
所定外様式(監査法人からの所定外)	1通につき	2,200円
「取引明細表」作成手数料 (COMIによる作成)	明細書1枚につき	220円

◆口座振替手数料

区分	手数料等	
紙帳票	請求1件につき(外税)	100円
データ伝送 (まきしんビジネスバンキング)	請求1件につき(外税)	50円

◆両替手数料

区分	両替枚数		組合員外	組合員
	1枚 ~	50枚		
窓口扱い	1枚 ~	50枚	無料	無料
	51枚 ~	100枚	110円	無料
	101枚 ~	300枚	220円	110円
	301枚 ~	500枚	330円	220円
	501枚 ~	1,000枚	660円	550円
	1,001枚 ~	2,000枚	1,320円	1,210円
	2,001枚以上	1枚~1,000枚毎に	660円加算	550円加算

※ 営業担当者が持参する両替も対象となります。
 ※ 両替枚数は「お客様のご持参枚数合計」または「お客様のご希望枚数」の多い方といたします。
 ※ 金種を指定した事業性のご預金の払戻し(金種指定払い)については、お取扱い枚数(1万円券はお取扱い枚数から除きます)に応じて、窓口両替手数料を頂戴いたします。ただし、給与・賞与の金種指定払出しは、対象外となります。
 ※ 汚損した現金や記念貨または同一金種への交換については、無料となります。

その他業務

主な手数料(※下記手数料には消費税が含まれております。)

(令和7年7月1日現在)

◆硬貨入金手数料

区分	入金枚数	手数料
窓口扱い	1枚 ~ 50枚	無料
	51枚 ~ 100枚	無料
	101枚 ~ 300枚	無料
	301枚 ~ 500枚	無料
	501枚 ~ 1,000枚	550円
	1,001枚 ~ 2,000枚	1,100円
	2,001枚以上 1,000枚毎に	550円加算
<small>※ 紙幣と硬貨の混合の場合は、硬貨のみを対象とします。 ※ 持込の硬貨を預金口座に分割入金の場合も合算して1取引とします。 ※ 同日に複数回入金の場合も、持込現金を合算して1取引とします。 ※ 集金時・振込・税金等で預かった場合も対象となります。</small>		

◆夜間金庫利用料

区分	手数料
月額基本手数料	無料
夜間金庫用入金帳代	1冊につき 3,300円

◆融資関連諸手数料

区分	手数料等	
住宅ローン関連手数料 (住宅資金扱い)	新規事務取扱手数料 (プロバローン)	1回につき 55,000円
	新規事務取扱手数料 (無担保住宅ローン)	1回につき 11,000円
	条件変更 (金利引下げ、期間延長含む)	1回につき 5,500円
	全額繰上返済	1回につき 無料
	一部繰上返済	1回につき 無料
保証会社手数料	固定金利の選択 (固定金利選択型)	1回につき 5,500円
	新規事務取扱手数料 (全国保証ローン)	1回につき 55,000円
<small>※1 新規事務取扱手数料(プロバローン、保証会社提携リフォームローン、保証会社提携無担保住宅借換ローン)の対象融資は、預金担保融資及び短期融資を除き、次の①②③の条件を満たす融資となります。 ①融資額100万円以上 ②融資金利(変動金利含む)が住宅ローン基準金利以下 ※2 条件変更手数料は、1貸付ごとにいただきますが、1貸付に条件変更が重複する場合は、1件とします。</small>		
違約変更手数料	固定金利特約期間中の変動金利への切替 固定金利特約期間中の固定金利への切替	1回につき 55,000円
<small>※3 固定金利特約期間中の変動金利への切替および再度の固定金利特約の締結は原則できません。やむを得ない場合は、違約変更手数料と固定金利特約期間選択手数料を併せてお支払いいただきます。(手数料合計…住宅ローン:60,500円)</small>		
アパートローン事務手数料		1回につき 55,000円
<small>※4 アパートローン手数料は、アパートローンに準じた証書貸付についても同様に手数料をお支払いいただきます。</small>		
融資変更 事務手数料	証書貸付 金利引下げ、期間延長・短縮(一部繰上返済による場合を除く)、返済日、返済方法の変更	1回につき 5,500円
	手形貸付 分割返済への切替(債務承認並びに弁済契約による)、分割返済切替後の返済方法の変更	1回につき 5,500円
	当座貸越 (事業性) 金利引下げ、極度額変更、分返返済への切替(債務承認並びに弁済契約による)、分割返済切替後の返済方法の変更	1回につき 5,500円
	共通 保証人の加入及び脱退、債務者の変更	1回につき 5,500円
<small>※5 計画的に連続して毎年条件変更している場合は、初回のみ有料とします。 ※6 貸付毎にいただきますが、1貸付に条件変更が重複する場合は1件とします。 ※7 以下の変更の場合は手数料を徴求しません。 ①預金担保とする融資の貸出条件変更 ②商号変更 ③法人の代表者変更 ④相続の開始に伴う債務者・保証人の変更</small>		
不動産担保 設定手数料	事業性 融資 新規・追加設定	1件につき 33,000円
	順位・極度等変更	1件につき 16,500円
	一部解除	1件につき 16,500円
	非事業性 融資 新規・追加設定	1件につき 22,000円
	順位・極度等変更	1件につき 11,000円
一部解除	1件につき 11,000円	
<small>※8 不動産担保設定手数料 (地図、謄本代等、司法書士に対する報酬は含みません。)現地調査、交通費等の諸経費としての手数料 ①原則として当組合が担保権者として(根)抵当権の新規設定・追加設定、一部解除・変更を行う場合となります。 ②一物件に担保設定が複数でも一件とします。 ③住宅ローン・アパートローン事務手数料を支払った場合は無料といたします。 ④用地買収による一部解除は無料といたします。 ⑤相続による債務者変更は無料といたします。</small>		

◆でんさいサービス利用手数料

区分	手数料	
記録請求	発生記録 (債務者請求方式) 当組合宛	330円
	他金融機関宛	660円
	譲渡記録(でんさい割引に係る譲渡を含む)	220円
	分割記録(でんさい割引に係る分割を含む)	330円
	変更記録 オンライン	330円
	書面※	2,200円
	支払等記録	330円
保証記録	330円	
でんさい決済資金の受取(入金)	220円	
口座間送金決済中止	660円	
開示請求	通常開示(郵送)	660円
	特別開示※	3,300円
支払不能情報照会※	3,300円	
貸倒引当金繰入事由にかかる証明書発行手数料※	1,650円	
残高証明発行手数料	都度発行※	4,400円
	定例発行	1,650円

※ でんさいネットに書面により依頼するお取引となります。

◆キャッシュサービス(ATM)ご利用の手数料

●当組合のキャッシュサービスご利用手数料

ご利用カード	ご利用時間帯	手数料	
		お引出し	お預入れ
当組合カード ※1 組合員は、「無料」 でのお取扱いです。 となります。	平日	8時45分～18時	無料
		上記以外	110円※1
	土曜日	9時～14時	無料
		上記以外	110円※1
	日曜日・祝日	9時～19時	110円※1
「しんくみお得ねっと」 提携信組カード	平日	8時45分～18時	無料
		上記以外	220円
	土曜日	9時～14時	無料
		上記以外	220円
	日曜日・祝日	9時～19時	220円
「相互入金」提携 金融機関カード	平日	8時45分～18時	110円
		上記以外	220円
	土曜日	9時～14時	110円
		上記以外	220円
	日曜日・祝日	9時～19時	220円
提携金融機関カード	平日	8時45分～18時	110円
		上記以外	220円
	土曜日	9時～14時	110円
		上記以外	220円
	日曜日・祝日	9時～19時	220円
ゆうちょ銀行カード	平日	8時45分～18時	110円
		上記以外	220円
	土曜日	9時～14時	110円
		上記以外	220円
	日曜日・祝日	9時～19時	220円

●セブン銀行キャッシュサービスご利用手数料 (当組合のキャッシュカードを利用)

お取引種類	ご利用時間帯	手数料	
お預入れ お引出し (残高照会は無料)	平日	8時45分～18時	無料
		上記以外	110円
	土曜日	9時～14時	無料
		上記以外	110円
	日曜日・祝日	7時～23時	110円

●ゆうちょ銀行キャッシュサービスご利用手数料 (当組合のキャッシュカードを利用)

お取引種類	ご利用時間帯	手数料	
お預入れ お引出し (残高照会は無料)	平日	8時45分～18時	110円
		上記以外	220円
	土曜日	9時～14時	110円
		上記以外	220円
	日曜日・祝日	7時～23時	220円

●(株)ビューカードのキャッシュサービスご利用手数料 (当組合のキャッシュカードを利用)

お取引種類	ご利用時間帯	手数料	
お預入れ お引出し (残高照会は無料)	平日	8時45分～18時	110円
		上記以外	220円
	土曜日	7時～23時	220円
		上記以外	220円
	日曜日・祝日	7時～23時	220円

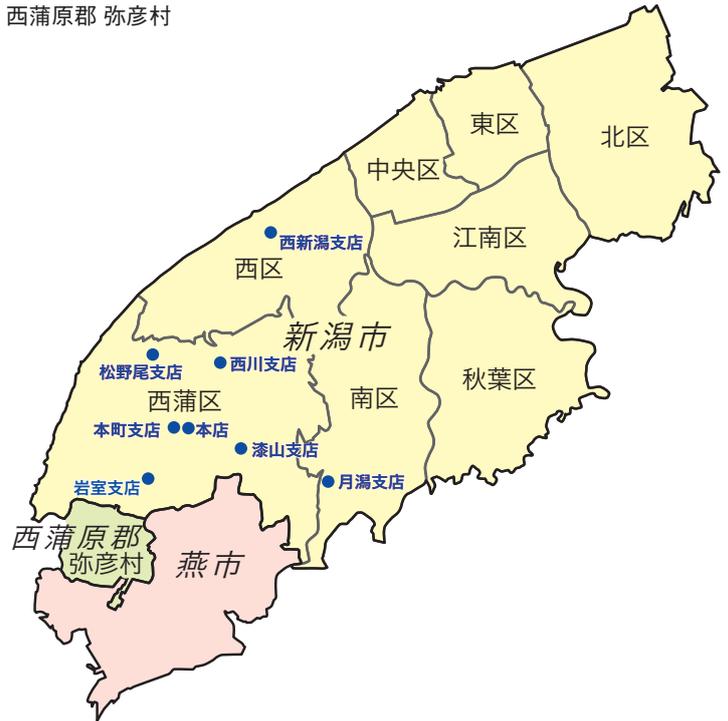
店舗一覧表

(自動機器設置状況)(令和7年7月現在)

店名	住所	電話	ATM
本店	〒953-0041 新潟市西蒲区巻甲4180番地1	0256(72)7111	1台
西川支店	〒959-0422 新潟市西蒲区曾根225番地	0256(88)2330	1台
岩室支店	〒953-0132 新潟市西蒲区西中639番地1	0256(82)2201	1台
漆山支店	〒953-0054 新潟市西蒲区漆山2502番地	0256(76)2911	1台
松野尾支店	〒953-0015 新潟市西蒲区松野尾4116番地2	0256(72)6555	1台
月潟支店	〒950-1304 新潟市南区月潟560番地1	025(375)2950	1台
本町支店	〒953-0041 新潟市西蒲区巻甲2211番地甲	0256(72)2333	2台
西新潟支店	〒950-2042 新潟市西区坂井439番地4	025(261)1181	1台

地区一覧

新潟市
(但し、旧豊栄市、旧新津市、旧中蒲原郡亀田町)
(及び小須戸町並びに横越町の地区を除く)
燕市
西蒲原郡 弥彦村



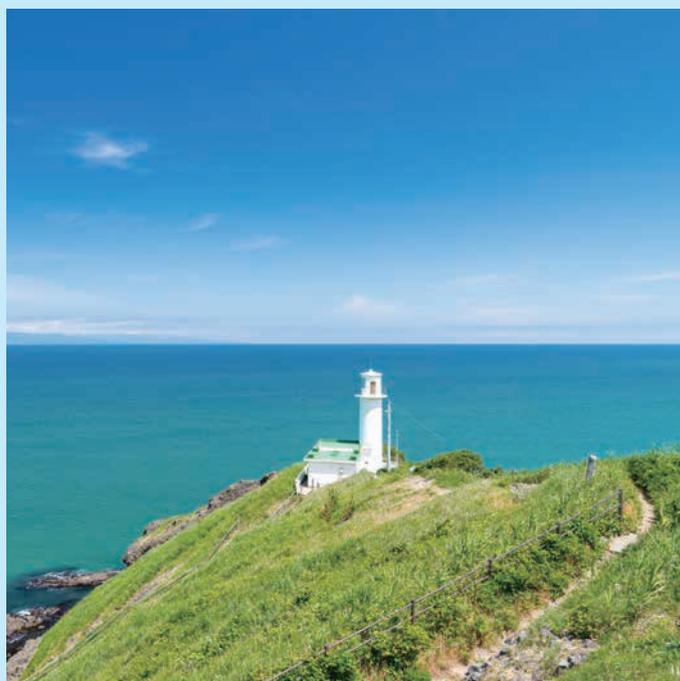
●ATM営業のご案内

店名	平日	土日祝
本店・西川・岩室・本町	8:00~20:00	9:00~19:00
漆山・松野尾・月潟・西新潟	9:00~18:00	稼働しておりません

索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、**印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

■ ごあいさつ	1	31. その他業務収益の内訳	10	59. 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	13
【概況・組織】		32. 経費の内訳	8	(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
1. 事業方針	1	33. 総資産経常利益率	10	(2) 危険債権	
2. 事業の組織*	23	34. 総資産当期純利益率*	10	(3) 三月以上延滞債権	
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)*	23	【預金に関する指標】		(4) 貸出条件緩和債権	
4. 会計監査人の氏名又は名称*	23	35. 預金種目別平均残高*	11	(5) 正常債権	
5. 店舗一覧(事務所の名称・所在地)*	34	36. 預金者別預金残高	11	60. 自己資本の構成に関する開示事項(自己資本比率明細)*	9
6. 自動機器設置状況	34	37. 財形貯蓄残高	11	61. 有価証券、金銭の信託等の評価*	10.11
7. 地区一覧	34	38. 職員1人当り預金残高	10	62. 外貨建資産残高	該当なし
8. 組合員数	23	39. 1店舗当り預金残高	10	63. オフバランス取引の状況	該当なし
9. 子会社の状況	該当なし	40. 定期預金種類別残高*	11	64. 先物取引の時価情報	該当なし
【主要事業内容】		【貸出金等に関する指標】		65. オプション取引の時価情報	取扱いなし
10. 主要な事業の内容*	22	41. 貸出金種類別平均残高*	12	66. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)*	12
11. 信用組合の代理業者*	該当なし	42. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額*	12	67. 貸出金償却の額*	12
【業務に関する事項】		43. 貸出金金利区分別残高*	12	68. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について**	4
12. 事業の概況*	1.2	44. 貸出金使途別残高*	12	69. 会計監査人による監査*	4
13. 経常収益*	8	45. 貸出金業種別残高・構成比*	12	【その他の業務】	
14. 業務純益等*	8	46. 預貸率(期末・期中平均)*	10	70. 内国為替取扱実績	32
15. 経常利益(損失)*	8	47. 消費者ローン・住宅ローン残高	12	71. 外国為替取扱実績	該当なし
16. 当期純利益(損失)*	8	48. 代理貸付残高の内訳	32	72. 公共債密販実績	該当なし
17. 出資総額、出資総口数*	8	49. 職員1人当り貸出金残高	10	73. 公共債引受額	該当なし
18. 純資産額*	8	50. 1店舗当り貸出金残高	10	74. 手数料一覧	32.33
19. 総資産額*	8	【有価証券に関する指標】		【その他】	
20. 預金積金残高*	8	51. 商品有価証券の種類別平均残高*	取扱いなし	75. トピックス	23
21. 貸出金残高*	8	52. 有価証券の種類別平均残高*	12	76. 沿革・歩み	23
22. 有価証券残高*	8	53. 有価証券種類別残存期間別残高*	12	77. 継続企業の前提の重要な疑義*	該当なし
23. 単体自己資本比率*	8	54. 預証率(期末・期中平均)*	10	78. 総代会について**	24
24. 出資配当金*	8	【経営管理体制に関する事項】		79. 報酬体系について**	14
25. 職員数*	8	55. 法令遵守の体制*	13	【地域貢献に関する事項】	
【主要業務に関する指標】		56. リスク管理体制*	15.16	80. 地域貢献(信用組合の社会的責任(CSR)に関する事項等)**	29.30.31
26. 業務粗利益及び業務粗利益率*	8	資料編*	17.18.19.20.21.22	81. 地域密着型金融の取組み状況**	27.28
27. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他の業務収支*	8	57. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容*	14	82. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況**	25.26
28. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘*	10	【財産の状況】		83. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について**	26
29. 受取利息、支払利息の増減*	8	58. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分(損失金処理)計算書*	3.4.5.6.7		



角田岬灯台

 卷信用組合

〒953-0041 新潟市西蒲区巻甲4180番地1
TEL : 0256-72-7111 FAX : 0256-72-7110
ホームページ <https://www.maki.shinkumi.jp/>